

20世紀転換期オーストラリアにおける日本人売買春

— 合衆国の事例との比較から —

大原関 一浩

はじめに

オーストラリアにおける日本人売買春の歴史については、Sissons (1977年) による基礎的な研究があり、外務省の記録・移住者の手記・新聞記事・統計など、さまざまな日本語・英語史料を駆使し、日本人売買春の構造 (人数と分布・女性の出身地・周旋方法)、1901年移民制限法の影響、現地社会の反応と性管理、日本政府や日本人移住者の反応などを多角的に分析した¹⁾。1980年代以降、移民史・女性史・売買春史研究の分野で、日本人女性の経験が注目され、各地の新聞記事や公的記録を利用した考察が行われてきた²⁾。しかし、先行研究の分析の視点は、オーストラリアという地域や日豪関係に限られており、その他の太平洋地域における日本人売買春との類似点や相違点は検証されていない。この論考では、19世紀後半から20世紀初頭のオーストラリアにおける日本人売買春と、同時代の合衆国西部における日本人売買春の比較検討を行う。史料は、Sissonsをはじめとする先行研究の成果、特にSissonsが収集した史料コレクション (Papers of David Sissons としてオーストラリア国立図書館に所蔵されている³⁾) を利用する。合衆国西部の事例については、筆者がこれまでに行った研究の成果を利用する⁴⁾。この比較を通じて、両地域における日本人売買春の構造的特徴を可視化し、今後検討すべき課題や視点を提示したい。

1. 人数と分布

最初に、両地域における人数と分布を検討する。オーストラリアでは1880年代後半、クイーンズランド植民地の木曜島とオーストラリア北部（現在のノーザンテリトリー）のポート・ダーウィンで日本人売買春女性の存在が記録された⁵⁾。90年代に入ると、クイーンズランドと西オーストラリアの産業（主に真珠貝採取業と砂糖黍産業）で日本人労働者が導入され、売買春女性も増加した⁶⁾。96年には、*Japan Weekly Mail* 誌が、オーストラリア全体で約200名の日本人売買春女性が存在すると伝えた⁷⁾。97年にクイーンズランドで行われた警察の調査によれば、同植民地内には日本人売買春女性が115名おり、内訳は、木曜島34名、ケアンズ16名、チルダース15名、クロイドン14名、ジェラルトン（現在のイニスフェール）13名、マッカイ9名、タウンズビル4名、クックタウン4名、ハリファックス3名、ロックハンプトン・インガム・ポート・ダグラス・ノーマントンが各1名、となっている⁸⁾。1901年、西オーストラリアの南部地域を調査したシドニー領事館書記生・相羽常次によれば、同地域には58名の「醜業婦」がおり、内訳は、カルグーリー16名、パース14名、ボルダー10名、クールガーディ6名、キュー5名、フリーマントル3名、アルバニー1名、ジェラルトン4名、となっている⁹⁾。主な地域を図1にまとめた。

これらはどのような地域だったのか。クイーンズランドの場合、真珠貝採取地域（木曜島）、東海岸部の砂糖黍農場／付近の町（ケアンズ、イニスフェール、マッカイ、チルダース）、内陸部の金鉱地域（クロイドン、チャーターズ・タワーズ）、金鉱に通じる港町／都市（カードウェル、タウンズビル）に分類できる。西オーストラリアでも同様に、真珠貝採取地域（ブルーム）、内陸部の金鉱地域（クールガーディ・イースト、ビルバラ）、金鉱に通じる港町（パース）に分類できる。農村・漁村・金鉱町が大半である。

図1. オーストラリアで日本人売買春女性が記録された主な地域

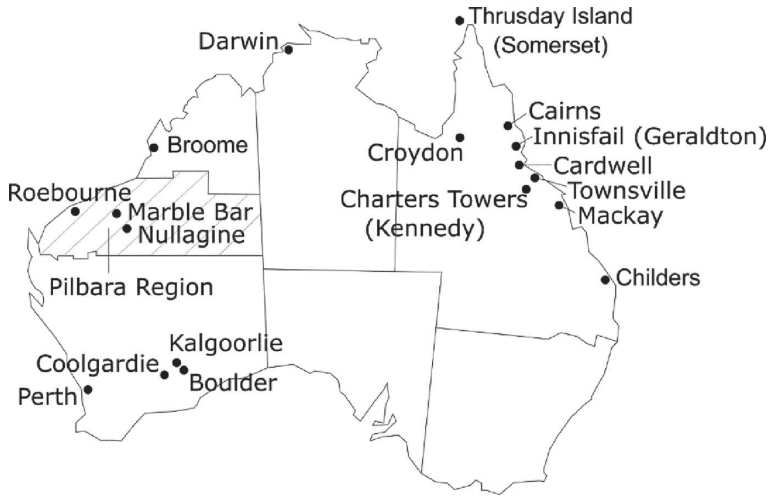


表1. オーストラリア各地域における日本人女性の数, 男女比, 人種構成 (1901年)

	Japanese woman	male	female	female per male	white	colored	colored (%)
Somerset	45	4,174	1,554	0.37	1,048	4,680	82%
Cairns	23	7,914	3,099	0.39	6,761	4,252	39%
Townsville	12	10,973	8,092	0.74	17,429	1,636	9%
Cardwell	10	3,271	1,061	0.32	2,354	1,978	46%
Kennedy	10	16,253	12,619	0.77	27,962	910	3%
Broome	63	1,548	128	0.08	313	1,360	80%
Coolgardie E.	31	16,639	9,462	0.57	25,659	171	1%
Roebourne	22	834	207	0.25	700	320	31%
Pilbara	21	948	94	0.10	827	191	18%
Perth	13	23,360	20,438	0.87	42,514	896	2%

[出典] “Table No. IV, Showing Population in Each Census District,” *Ninth Census of Queensland, 1901* (Brisbane: Government Printer, 1902); “No. 6.—Population of Each Magisterial District,” *Seventh Census of Western Australia, 1901* (Perth: Government Printer, 1903).

さらに、1901年にクイーンズランドと西オーストラリアで行われたセンサスのもとづき、日本人女性が記録された上位10のセンサス地域を表1にまとめた。これらの地域は、警察や領事館が報告した日本人売買春女性の活動地域とほぼ合致している。男女比を見ると、男性1人あたりの女性の割合が低く、特に真珠貝採取地域（サマセット [木曜島含む]、ブルーム）・金鉱地域（ケネディ、クールガーディ・イースト、ピルバラ）・砂糖黍栽培地域（ケアンズ）で男女の不均衡が顕著である。人種構成については、真珠貝採取地域と砂糖黍栽培地域ではアジア人を含む有色人種の割合が高く、金鉱地域では白人が大半で、有色人種の割合は低い（この時までにはアジア人は金鉱地域から締め出されていた¹⁰⁾）。つまり、人口動態から見ると、オーストラリアの日本人売春は、非都市部（第一次産業を中心とする地域）で増加し、女性たちの客は、真珠貝採取地域や農場地域では主にアジア人を含む有色人種（日本人・中国人・メラネシア人）、金鉱地域では白人が多かったと推測される¹¹⁾。しかし、後述するように、白人女性と有色人男性の性的関係を危惧する当時の風潮もあり、現地の官憲からすれば、有色人種を客にとる日本人女性の存在は好都合だった。男女比の不均衡に加えて、こうした事情も上記の地域で日本人売買春が増えた理由である¹²⁾。

次に、合衆国西部の状況を検討する。オーストラリアと同様、日本人売買春女性は、1880年代後半に記録され始め、90年代に日本人労働者の移住とともに増加した。98年の領事報告書によると、日本人売買春女性の人数はワシントン州に69名（シアトル35名、スポケーン20名、エバレット6名、オリンピア5名、ワットコム3名）、オレゴン州に75名（ポートランド35名、アストリア10名、その他各地に計30名）、アイダホ州に23名（ボイシ12名、ベンドルトン6名、ポカテッロ5名）、モンタナ州に16名（ビュート10名、ヘレナ6名）、ユタ州に12名（ソルト・レーク・シティ）、カリフォルニア州に161名（サンフランシスコ38名、フレズノ30名、サクラメント15名、ストックトン10名、ロサンゼルス8名、バカビル7名、ハンフォード7名、ベーカーズフィールド7名、サンタ・バーバラ6名、チコ5名、ワトソンビル3名、メアリーズビル3名、サン

ノゼ2名、その他の場所に20名)となっている¹³⁾。カナダでも、1908年に行われた新聞記者の調査によれば、ブリティッシュ・コロンビア州内陸部のネルソン、ロスランド、レスブリッジ、グリーンウッドなどに日本人売買春女性が存在した¹⁴⁾。主な地域を図2に記した。

合衆国で日本人女性が売春に従事した地域は、オーストラリアと同様、農場地域(フレズノ、ストックトン、サクラメント)や鉱山地域/付近の町(スポケーン、ボイシ、ビュート)などである。しかし、都市部(シアトル、ポートランド、サンフランシスコ、ソルト・レーク・シティ)も多い。このころまでに、合衆国にはオーストラリアより多くの日本人が居住し(1901年にオーストラリアで3,167人;1900年に合衆国で81,590人)、西海岸の都市部には日本人コミュニティも形成されつつあり、小規模ビジネスもさかんだった。合衆国の日本人売買春は、オーストラリアと比べると、より都市部で活況を呈したと言える。

1900年に行われた合衆国センサスにもとづき、日本人女性が記録された主な地域の男女比・人種構成を表2にまとめた。男女比については、女性が少ないのは同様だが、オーストラリアよりもバランスが取れており、特に都市部でその傾向が見られる。人種構成は、地方・都市部にかかわらず、どの地域でも白人が圧倒的多数を占めており、有色人種はマイノリティである。オーストラリアのように、特定の産業(真珠貝採取・砂糖黍栽培)に有色人労働が集中するケースはない。人種構成だけ見ると、白人男性が日本人売買春女性の主な客だったと推測されるが、日本人・中国人の場合、人口全体に占める割合は小さくても、その実数は大きく(日本人は86,000人;中国人は119,050)、男女比が不均衡だった(日本人は5:1,中国人は14:1)¹⁵⁾。さらに、中国人売買春女性については、1875年・82年の移民法により新規の入国が厳しく制限され、売買春女性を含む女性の数が極めて少なく、中国人男性の間で日本人売買春女性に対する需要が高かった¹⁶⁾。つまり、合衆国の日本人売買春は、オーストラリアと同様、非都市部(漁業・農業・金鉱町)で増加したが、都市部でも増え、どの地域でも、客となりえる人種は多様(白人・日本人・中国人)だった。

図2. 合衆国で日本人売買春女性が記録された主な地域



表2. 合衆国西部各地における日本人売買春女性の数, 男女比, 人種構成 (1900年)

	Japanese woman	male	female	female per male	white	colored	colored (%)
Seattle	35	51,521	29,150	0.57	76,815	3,450	4%
Spokane	20	21,167	15,681	0.74	36,101	371	1%
Portland	35	53,128	37,298	0.70	806,14	9,030	10%
Butte	10	18,171	12,299	0.68	29,930	292	1%
Boise	12	3,149	2,808	0.89	5,720	201	3%
San Francisco	38	184,865	175,916	0.95	325,378	15,750	5%
Sacramento	15	15,747	13,535	0.86	27,476	1,404	5%
Stockton	10	9,267	8,249	0.89	16,660	632	4%
Fresno	30	7,066	5,404	0.77	10,897	1,282	10%
Salt Lake City	12	25,849	27,682	1.07	53,017	236	less 1%

[出典] Department of Interior, *Twelfth Census of the United States, Taken in the Year 1900, Vol. 1: Population* (Washington, D.C.: United States Census Office, 1901), 609, 610, 626, 644, 645, 647, 648, 651, 664, 682, 683.

2. 日本人売買春女性の出身地域と社会的背景

オーストラリアの日本人売買春女性は、九州地方、特に長崎県と熊本県の出身者が多かったと先行研究で指摘され¹⁷⁾、その事実を示唆する領事報告や移住者の手記も存在する¹⁸⁾。ここでは、オーストラリアと合衆国西部で売春に従事した女性たちの出身地域と社会的背景を比較検討し、両グループの相違点と類似点を指摘する。

オーストラリアの日本人売買春女性の出身地に関しては、1916年に行われた外国人登録の記録から推測できる¹⁹⁾。というのは、この時に記録された日本人女性たちは1901年以前にオーストラリアに入国しており、その多くが売買春女性だった可能性が高いからである²⁰⁾。Sissons が外国人登録記録から日本人の情報抽出してまとめた表によれば、クイーンズランドでは日本人女性54名が登録されており、うち50名の出身地情報がある：長崎27名、熊本5名、和歌山4名、大阪3名、ほか11名。西オーストラリアについては、87名が登録され、57名の出身地情報がある：長崎51名、熊本6名。両州のデータを総計すると、長崎出身者だけで60%、それに熊本出身者を合わせると70%になる（表3）。しかし、これらの出身地は、渡航前に住んでいた場所を示した可能性もあり、必ずしも、女性たちが生まれた場所（出生地）とは限らない、という点に留意する必要がある²¹⁾。

九州地方、特に長崎県の島原半島と熊本県の天草諸島は、明治・大正時代、東南アジア・北東中国・極東ロシアで売春に従事した日本人女性の出身地として知られている。長崎は、17世紀以降、出

表3. クイーンズランド州と西オーストラリア州で登録された日本人女性の出身県（1916年）

	出身県	人数	割合
1	長崎	78	61.4%
2	熊本	11	8.7%
3	和歌山	9	7.1%
4	兵庫	5	3.9%
5	山口	5	3.9%
6	大阪	4	3.2%
7	佐賀	3	2.4%
8	愛媛	3	2.4%
9	広島	2	1.6%

〔出典〕“Alien Registration, Qld.,” 1916, “Alien Registration, WA.,” 1916, Series 18, Box 49, Papers of D.C.S. Sissons (PDS), National Library of Australia (NLA) にもとづき作成。

島を通じて海外と貿易が行われ、外国人商人と関係を持つ遊女が存在した²²⁾。1859年以降、長崎は条約港の1つとなり、貿易や人のネットワークを通じて海外各地とつながりを深めた。天草から多数の女性が海外へ渡航した要因として、先行研究では、農地面積と水産資源の少なさ、徳川時代後期の幕府による重税と人口増加、天草から長崎への出稼奉公の伝統などが指摘されてきた²³⁾。しかし、島原半島から渡航した女性たちの社会的背景に関する実証分析は、Sissonsも指摘したようにほぼ行われていない²⁴⁾。20世紀初頭、島原は海外各地に多くの女性移住者を出しており²⁵⁾、よく知られた周旋者の村岡伊平治は長崎県南高来郡島原城内の出身である²⁶⁾。また島原には、人口密度の高さや長崎での下女奉公の伝統など、女性を海外に送り出す要因が存在した²⁷⁾。オーストラリアで売春業に従事していた女性にも島原出身者が相当数いたことは、領事報告書や旅行者の手記などでも指摘されている²⁸⁾。また明治・大正期、長崎で女性が海外へ誘拐されたり、外国船に密航を試みて逮捕される事件が頻発し、地元の新報で報道されていた。島原女性の海外移住プロセスについては、より実証的な分析が必要である。

北米西部で売春に従事した日本人女性の出身地は、オーストラリアの場合と異なる。明治・大正期、合衆国やカナダで周旋者・売買春女性が検挙・送還された場合、それらの事件について各地の日本領事が外務省に報告した。これらの報告書には、検挙・送還された周旋者と女性たちの本籍地や渡航前の居住地がしばしば記載された。それらの情報から、周旋者・女性の出身地を推測することができる。ここでは、1890～1924年に提出された報告書を利用し、住所／出生地が判明した周旋者137名・売買春女性210名の情報を、表4にまとめた。神奈川県・静岡県の出身者で50%を超えており、合衆国に多くの移民を送出した県（広島・熊本・福岡・滋賀）からの女性も約20%を占めている。注目すべき点は、オーストラリアの場合と異なり、東部の県（神奈川・静岡）が多いことである。

神奈川・静岡からの女性が多いのは、条約港である横浜の存在が大きい。横浜は、近代以前は小さな漁村にすぎなかったが、1859年の開港以降、世界各地

から船舶が寄港する国際港として、グローバルな商業ネットワークに組み込まれた。横浜では外国人水夫・商人を相手とする売春が活況を呈し、周辺の神奈川県内の漁村・農村から女性たちが周旋された。天草諸島の場合と同様に、神奈川県内の農村では、幕末期から重税や人口増加により小作農の貧困が顕在化し、横浜への女性の出稼も増えていた。静岡県には、主要な周旋者の出身村があり、これらの村々から合衆国やカナダへの女性の渡航が90年前後から増えた。広島県は、ハワイ・北米に最も多くの移民を出した移民送出県として知られるが、広島出身の売買春女性は、当初は合衆国に居住する日本人男性の妻として渡航し、渡米後、経済的事情から売春や性サービス業に従事し始めた人が多い。この3県から合衆国やカナダへ渡航した売買春女性たちは、その多くが経済的に厳しい家庭の出身だった。女性たちの親は、小規模農業・日雇い労働・小間物屋経営・洗濯業・人力車業などに従事し、ひとり親家庭で生育した女性の場合、初等教育を終えない人が多かった。渡航前の女性の職業は、確認できた範囲では、女中・工女・酌婦・娼妓などだった²⁹⁾。このように、出身地域の経済、家庭の経済問題、条約港の存在、渡航前の労働経験などの点で、同時期に天草諸島から海外へ移住した売買春女性と共通する点が少なくない³⁰⁾。

表4. 合衆国・カナダで検挙・送還された日本人「醜業婦」の本籍地/住所 (1890~1919年)

	出身県	人数	割合
1	神奈川	56	26.7%
2	静岡	34	16.2%
3	広島	25	11.9%
4	兵庫	13	6.2%
5	熊本	11	5.2%
6	東京	9	4.3%
7	大阪	9	4.3%
8	福岡	6	2.9%
9	滋賀	5	2.4%
10	千葉	4	1.9%

〔出典〕 外交史料館所蔵の以下のファイルから抽出：
 3.8.2.12, vol. 1-2; 3.8.2.49, vols. 1, 4, 6, 8-11;
 3.8.8.4, vols. 1, 2, 4, 5; 3.8.5.11, vol. 1;
 3.8.5.21, vols. 1-3; 3.8.8.6, vols. 2-3; 3.8.8.10,
 vol. 1; 3.8.8.22, vol. 1; 4.1.4.34; 4.2.2.10,
 vols. 1-2, 4.2.2.27, vols. 1-3, 4.2.2.99.

3. 周旋・渡航パターンと物理的条件

オーストラリアの売買春女性たちが日本で周旋された経緯や渡航ルートについては、不明な点が多い。理由は、史料が少ないことのほかに、女性の多くが香港や東南アジア諸港を経由してきた、という事情がある。1893年、政府に委託されオーストラリア各地を調査した渡辺勘十郎によると、北部の港町ポート・ダーウィンで働く日本人売買春女性たちは、長崎を中心とする九州地方出身で、「世話人」から20～30円を与えられ、長崎から乗船した人が多かったという。世話人は、長崎に寄港する外国船の船長に50～60円の賄賂を渡して女性たちと密航し、香港に到着すると、女性を一人200～300円で売りさばき、再び日本に戻って「貧家の子女」を周旋した³¹⁾。香港（あるいはシンガポール）からオーストラリアへ売買春女性が輸送された事例も複数報告されており、香港を中心とする周旋ネットワークが存在したと思われる³²⁾。日本名誉領事マークス（Alexander Marks）は、外務省への報告書のなかで、斡旋者の「巢窟」は香港・シンガポールであると述べている³³⁾。

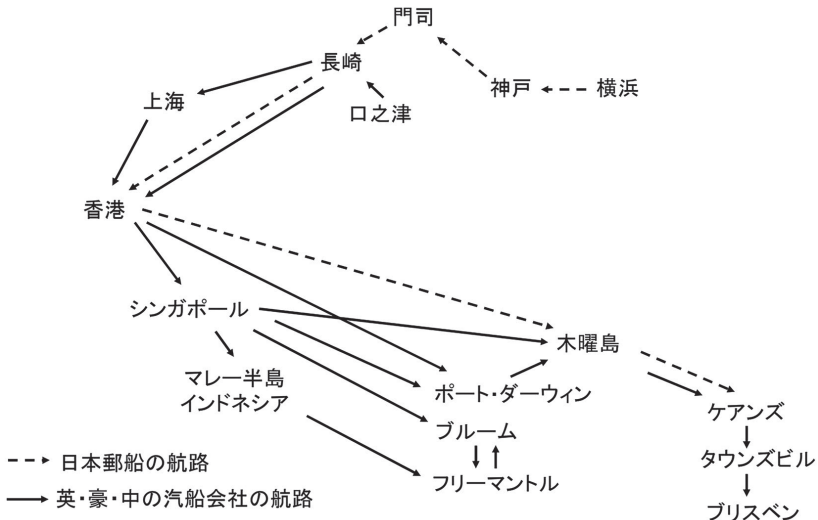
ここで、日本人女性・周旋者がオーストラリアへ上陸するまでの航路を検討する。長崎から香港・上海への航路は、1859年から70年代にかけて、イギリス・フランス・日本の海運会社により開かれた³⁴⁾。80年代に入ると、上海・香港で日本産の石炭に対する需要が増え、福岡県の三池炭鉱で採掘された石炭が口之津などの港で積載され、主に外国船（イギリス・ドイツ・ノルウェーなど）によって香港・上海へ輸送された。この船舶による石炭輸送の規模は大きく、88年には、香港に輸入される石炭の86%は日本産のものだった³⁵⁾。先行研究では、売春目的で周旋された女性が、長崎周辺の港で石炭船に積まれ密航する事例が数多く紹介されてきたが³⁶⁾、その背景には、80年代のこうした長崎・香港間の物資・海運ネットワークの発展があった。実際に、96年に長崎から石炭船で密航し、西オーストラリアに来た女性の実例も、オーラルヒストリーなどで確認できる³⁷⁾。

同時期、香港とオーストラリア諸港もまた、海運ネットワークでつながって

いた。1880年代には、香港・シンガポール・ポート・ダーウィン・木曜島・クイーンズランドの諸港間は、イースタン・オーストラリアン蒸気船会社（Eastern and Australian Steamship Company）やチャイナ・ナビゲーション会社（China Navigation Company）の航路で結ばれていた³⁸⁾。80年代後半から90年代の中ごろには、シンガポール・東南アジア諸港・西オーストラリア諸港（フリーマントル・ブルーム）間は、ランポート・ホルト運輸会社（Lampont and Holt Line）や西オーストラリア・スチーム・ナビゲーション会社（West Australian Steam Navigation Company）の定期便で結ばれていた³⁹⁾。

1896年になると、日本郵船会社が日本政府の助成を受けて、横浜・神戸・門司・長崎・香港・木曜島・タウンズビル・ブリスベンを結ぶ定期便を提供し始めた。クーンズランド税官吏の報告書によれば、1896～1900年の間に、約100名の日本人女性が同植民地の諸港に到着しており、その大半が日本郵船の蒸気船で来た⁴⁰⁾。西オーストラリア植民地では、1897年移民制限法により「娼婦あるいは売春に寄生する者」の入国が禁じられたが⁴¹⁾、クイーンズランドには同

図3. 売買春女性の日本からオーストラリアへの航路



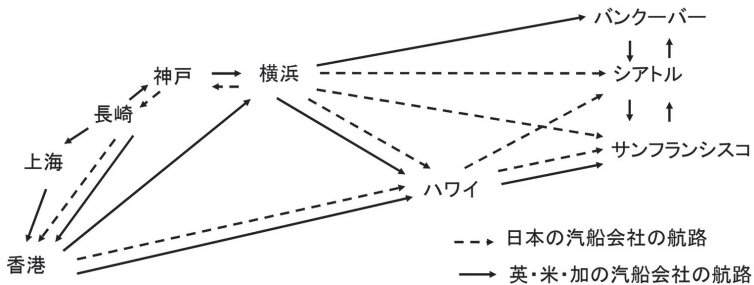
様の移民制限法は存在せず、1901年の連邦移民法が成立するまで日本人は同植民地の港に上陸することができた⁴²⁾。つまり日本とクイーンズランドのむすびつきが強まる1890年代後半に、日本人女性の渡航が増えたのである。

合衆国に日本人女性が周旋される場合、主に3つのパターンがあった。1つ目は、横浜で勧誘されるケースである。1890年代、神奈川県内の農村から横浜へ女性の出稼ぎ（女中奉公や工場労働など）が増えるにつれ、一時帰国した周旋者に誘われて合衆国へ渡航する女性が増えた。2つ目は、静岡県内の農漁村から、同地域出身の周旋者とともに渡米するケースである。90年前後、県内東部のいくつかの村々から、合衆国やカナダに渡航する人が現れ、そのなかには、売買春業に携わることで大金を得た人もいた。その後、彼らは一時帰国し、出身地域で女性を勧誘し売春目的で再渡航した。3つ目は、主な移民送出県である広島・熊本などから、女性たちが合衆国に住む夫の下へ渡航し、渡航後に売春を始めた場合である。これらの女性たちは、当初から売春目的で渡航したのではなく、渡航後に経済的な問題に直面し、現金収入を得るために売春を始めたり、料理屋の酌婦（接客を担当する女給）になったケースが多い。いずれの場合も、女性たちの多くは「妻」としての身分で日本を出国し、合衆国に入国した。売春目的で渡航する女性は、旅券を得るために周旋者と偽装結婚したり、他人の旅券を使う場合がしばしばあった。理由は、女性の単独での海外渡航を日本政府は基本的に認めておらず、合衆国ではアジア人売買春女性の入国を禁じる法律が75年に成立しており、日本人女性が単身で入国することが難しかったからである。女性が渡航先で売春に従事することを承知であったか否かは個々のケースによるが、通常、女性は周旋者（または渡航先の「夫」）に対して渡航費や生活費などの名目で借金を負わされ、それを売春により返済することを強いられた⁴³⁾。

合衆国への日本人売買春女性の渡航ルートは、オーストラリアの場合と類似点・相違点がある。類似点は、移住初期、香港・上海を經由して来た女性がいた点である。前述した様に、1880年代、長崎から香港・上海に密航する女性が増えたが、上海・香港・サンフランシスコ間は、67年に太平洋汽船会社

(Pacific Mail Steamship Company) が航路を開いた。合衆国では、中国人移民が19世紀半ばから増えたが、75年・82年の移民法により入国が厳しく制限され、北米の中国人社会で女性の数が激減するなかで、Ichioka が指摘したように、香港の日本人女性が北米の中国人労働キャンプに送られた可能性が高い⁴⁴⁾。そうでなければ、日本人の北米移住が本格化する90年代以前に、内陸部（モンタナ州やコロラド州など）に日本人売買春女性がいた理由を説明できない⁴⁵⁾。87年には、カナダ太平洋汽船会社（Canadian Pacific Steamship Company）が横浜・バンクーバー間の定期航路を開き、カナダ経由で合衆国西部に来る日本人周旋者・売買春女性が増加した。96年には日本郵船会社が横浜・シアトル間を、98年には東洋汽船会社が横浜・サンフランシスコ間を定期便で結び、日本人の北米移住が本格化した。1900年以降は、合衆国に併合されたハワイを経由する北米移住も増えた。また、日本と海外の貿易が始まった1860年代以降、生糸が日本の主要な輸出品となり、90年までにカナダと合衆国がその最大の輸出先になっていた。このように、90年代の船舶航路と貿易の拡張とともに、オーストラリアと北米への人やモノの流れが拡大し、売買春女性の移住も増えていったのである⁴⁶⁾。

図4. 売買春女性の日本から合衆国西部への航路



4. 両地域における社会関係と性管理

1890年代、西オーストラリアとクイーンズランド植民地では、売買春はほぼ黙認されていた。現地の法律や条例では、売買春に関する行為は違法とされていたが⁴⁷⁾、両植民地では男女比のバランスが取れておらず、地元の警察は、膨大な数の労働者の性欲を満たす必要悪として売買春を黙認していた⁴⁸⁾。また19世紀後半、両植民地の砂糖黍農場・真珠貝採取地域では、アジア人・メラネシア人の労働者が増加しており、彼らと白人女性の性的関係が白人住民の間で危惧されていた⁴⁹⁾。そこで、アジア人・メラネシア人・白人全ての人種を客にとる日本人売買春女性は⁵⁰⁾、異人種間性交に対する有効な防波堤として地元の官憲により重要視された⁵¹⁾。そうした警察の態度を代表する言説として、クイーンズランド警察総監 Parry-Okeden のコメントが先行研究でしばしば引用されてきた：

言うまでもなく、それ（日本人女性）は必要かつ好都合で、多くの有色外国人がいる地域で、彼らの性的欲望の適当なはげ口として存在すべきである。カナカ人（メラネシア人）の（性的な）需要は、日本人女性によって満たされており、白人女性によって満たされるよりは不快でなく、屈辱的でなく、その点において、より「適当」である。しかし、公共な福利のため、この不快な職業に従事する人々のすることは、目に余るほど不愉快で嫌気がさすほどオープンにならないように制限されるべきである⁵²⁾。

また、酒を飲み騒音問題などを起こす白人売買春女性と比べて、日本人女性は秩序を保ちながら静かに営業するという定評があり、警察としては管理しやすかった⁵³⁾。

日本人売買春女性の排除を求める声はあったのか。客の起こす騒音問題、市民生活への道徳的影響、地価の低下などに対して一般住民から苦情が出たことを伝える新聞記事はある⁵⁴⁾。しかし、日本人売春に対する批判には、アジア人

移民に対する偏見や不安の要素もあった。1870～90年代に西オーストラリアとクイーンズランドで金鉱が発見された時、文化や働き方の異なる中国人に対する白人労働者の反感が強まった⁵⁵⁾。90年代になると、日本人も増加し、西オーストラリアでは94年にアジア人排斥同盟が作られ、同団体は日本人労働者と売買春女性の排除を求め、97年には移民制限法が成立した（売買春女性の入国も制限された）⁵⁶⁾。クイーンズランドの場合、日本人をとりまく状況は多少異なっていた。植民地議会では、日本人移民の増加を懸念する声の一部の労働党議員から挙げられたが⁵⁷⁾、植民地政府は日本との貿易を重視し、単独で日英通商航海条約に加盟するなど、ほかの植民地に比べて日本人移住に対して融和的な立場をとっていた⁵⁸⁾。また、日本人労働者を必要とする産業界（真珠採取業や砂糖産業など）からの要望もあり、植民地議会における日本人批判は入国制限につながるほど高まらず、日本人女性たちは、膨大な有色人労働者の性的需要を満たす必要悪として、現地政府・警察に黙認されていた⁵⁹⁾。つまり両植民地では、人種差別が日本人の排除につながる可能性はあったが、産業発展、日本との関係、社会秩序維持などの観点から、日本人労働者と売買春女性の存在は許容されていた。

それでは、現地政府によって行われた売買春管理政策とはどのようなものだったのか。そして、それが日本人売買春にどのような影響を与えたのか。クイーンズランド植民地の政策は、伝染病法（1868年）による公的な性管理が行われた点で、ほかのオーストラリア植民地と異なる。伝染病法とは、イギリスの兵站地で兵士の性病罹患の予防を目的に、売買春女性の登録と検診・治療を義務化した法律（64年）で、海外のイギリス植民地でも同様の法律が成立した。イギリス本国では反対運動が起こり86年に廃止されるが、海外の植民地では性病予防と軍人や商人の健康維持のために維持された⁶⁰⁾。クイーンズランド植民地でも、性病予防の効果が重視され、法律の廃止には至らなかったが、ほかのイギリス海外植民地と異なる点は、兵士ではなく市民の性病罹患予防を目的とした点、白人女性を主な管理の対象とした点である⁶¹⁾。Barclayによれば、実際に法律が適用されたのは、ブリスベンなどの都市部のみで、実際に病院に収

容されたのは白人女性だけであり、制度の是非をめぐる議論でも、議題は病院の維持費と実際の予防効果を中心だった。つまり、白人市民を性病から守ることが主たる関心事で、日本人ほか有色人の健康や福利は考慮されず、管理の対象にならなかったと思われる⁶²⁾。西オーストラリアでも、1901年にカルグーリーで性病検査の導入が議論されたが、宗教団体や市長の反対があり、実施されなかった。パースやフリーマントルでも1898年に性病予防法の導入が提案されたが、宗教団体・女性団体・新聞社・売春に利権を有する議員などの反対があり、議会では議論されずに終わった⁶³⁾。いずれにせよ、日本人売買春は現地政府による性管理政策の影響を受けず、秩序を保ち営業しているかぎりは、その運営は日本人に任されていたと言える。

植民地政府や地元政府が売買春を積極的に管理せず、日本人女性が検診の対象にもされなかったとすれば、彼女たちはどのように自らの健康管理をしていたのか。この問いに答えるために十分な史料はない。Sone や Frances は、伝染病法が施行されていたシンガポールなどの事例に言及し、日本人業者が自ら女性に定期検診をさせ、経営者が健康管理をしていた可能性を指摘している⁶⁴⁾。また少し時代はあとになるが、1905年の東京『都新聞』には、日本からシンガポール・フィリピン・オーストラリアなど海外各地に輸出されていたという「子宮病薬」の広告が掲載された⁶⁵⁾。しかし、オーストラリアの日本人売買春女性たちが性病に罹患していたことを示唆する史料も複数あり⁶⁶⁾、自己管理による性病予防にはおのずから限界があった。もちろん、公娼制度下であれば女性が健康かつ安全に働けたというわけではないが、政府が売春を職業として認知せず、法の影で売春が行われる場合、女性の性病罹患リスクは高く、搾取や暴力の被害なども見過ごされやすかった⁶⁷⁾。また1890年代、日本人医師の入国は正式に認められておらず、現地の白人医師の評判は良くなかった⁶⁸⁾、女性たちは自分で健康管理するしかなかったとも言える。

合衆国でも同様に、日本人売買春女性が活動したのは開発途上の地域であり、経済発展と社会秩序の安定のため、売買春は官憲により黙認されていた。またオーストラリアと同様に、売春は正当な女性の職業として連邦・州政府によっ

て認知されることはなかったし、売買春に付随する行為は各州・各市町村の法令により処罰の対象となっていた。しかし、売買春を許容する論理はオーストラリアと同じで、男女比が不均衡な地域では、多くの労働者の性的需要を満たすための売春は必要悪と見なされ、一般住民に影響をおよぼさないかぎり、指定地域での売買春営業は認められていた。また、地元官憲の日本人売春に対する認識も、オーストラリアの官憲のそれと類似しており、日本人女性は目立たず、秩序だっているという評判があり、警察は日本人に対して売春に関する法律をあえて適用せず、浮浪罪など関係ない罪で逮捕し、定期的な罰金の支払いと引き換えに、指定地区での営業を黙認した⁶⁹⁾。そして、オーストラリアと同様に、放置された売買春営業下での性病管理は不十分で、日本人女性が性病に罹患したことを示す史料がいくつもある⁷⁰⁾。

合衆国西部で日本人売春を批判したのは、どのような人々だったのか。オーストラリア各地と同様に、売春宿の存在による地価の低下や客の出す騒音に対する住民の抗議、そして宗教家による道徳的な批判、また労働団体や反アジア人同盟による日本人労働者と売買春女性に対する人種差別的な排斥の動きがあった。オーストラリアと異なる点は、合衆国では、日本人売春がより多様な人種で構成される社会構造に組み込まれていた点である。前述したように、日本人が居住した地域は、多様な民族が寄り集まる社会であり、オーストラリアのように、農業地域だから有色人が多い、金鉱地域だから白人が多い、という地域による偏りは見られない。日本人女性が相手にする客の民族も多様だった。ただし、異なる民族が同じ地域に生活していても、人種・民族による分断や序列はやはり存在した。例えば、客が女性に支払う料金は、上から順に1) アメリカ生まれ、2) フランス人、3) ドイツ・アイルランド人、4) 日本人・中国人・黒人、という人種や民族によるヒエラルキーがあり、さらに日本人女性は、白人客用・日本人客用・中国人客用と、客の民族により分けられていた。つまり、異人種間の性交は、オーストラリアと同様に危惧されていたのである。こうしたなかで日本人女性は、指定された場所で静かに営業し、地域の人種秩序にも柔軟に適応しながら営業していたので、大きな反対運動が起きなかった。

このように、1890年代のオーストラリアと合衆国で日本人売買春が活況を呈した時代と社会を見ていくと、現地の状況に柔軟に対応した日本人売買春の適応性が際立つ⁷¹⁾。しかしこの適応性は、主に経営者（周旋者、雇用主、「夫」／ヒモなど）の営業方針を示すものであり、売春を行う女性たちが望んだ働き方であったかどうかは別の問題である。女性たちが売春をどう認識していたのか、という問題については次節で検討する。

5. 売買春女性たちの視点について

近年、売買春をめぐる議論のなかで、「性労働」(sex work) という概念が関心を集めている。この概念によれば、売春はかならずしも女性抑圧の象徴ではなく、限られた生きる手段（あるいは職業）の1つとして理解される⁷²⁾。オーストラリアの日本人売買春に関しては、周旋者の活動、警察の態度、政府の反応などが検討されてきたが、女性の視点や「主体性」(agency) については十分に議論されてきたとは言えない。理由は、女性の記した史料が少なく、女性の視点を一般化することが難しいからである。しかし Mihalopoulos は、男性によって書かれた史料を注意深く読み解き、性労働の価値を自覚していた女性もいたと主張する。彼が依拠する史料は、1892年に木曜島の日本人住民たちがある女性に対し、「醜業」を辞め「正業」に就くよう促した際、その女性が述べた以下の言葉である：

御身等ノ御意見ハ忝^{かたじけ}ナクモ有難タケレ然レモ□ハ是レ本国ニ在ル世間シラズノ生娘ナドニ説クベキ言ニテ妾等ノ如キ灘ヲ渡ツテ万里ノ外国ニ来リシ馬駒連女ニハ恰^{あたか}モ是ハ安山子ニ向ツテ読経スルガ如ク殆ンド無益ノ説法ナリ、何トナレバ妾等ノ如キ貧民ハ日本ニ在リテハ日夕額ニ汗シテ牛馬ノ如クニ働キ一日三度ノ手鍋ヲ提クルモ尚ホ且ツ糊口ヲ凌ギ難キ有様ナルニ今ヤ外国ニ在リテスル榮業ヲ為ス身分トナリテハ重キモノトテハ厨^{ナイフ}豆^{フネーク}ト肉又ノ外持チタル事ナク而モ身ニハ綾羅ヲ纏ヒ口ニハ美味ニ飽キ言フ事トシテ

聴レザルナク思フコトトシテナラザルハナシ豈何物ノ幸福カ之ニ加ヘシヤ、
 妾オハ今ニ於テ偏ヘニ御身等ノ女子ニ生マレザル事ヲ惜ム云々⁷³⁾

ここで女性は、日本にいれば生活は貧しく、必死に働いても稼げる賃金は非常に少ないが、こうして外国に来れば、美しい服を着て、美味しいものを食べるのに十分な金を稼ぎ、したいことができる、それを幸福に感じる、と述べている。日本での苦しい生活との対比において、木曜島での売春により得られた金額の大きさと、女性が売春を通じて得た経済的・社会的な自律性を、この文
 言から読み取ることが可能である⁷⁴⁾。

当時の合衆国でも、売春から得られる金額は大きく、日本人女性がそれを認識していたことを示唆する史料は存在する。例えば、1903年3月の『朝日新聞』には、「米国にて醜業を営み」帰国した若い女性2人が、横浜の貸座敷で娼妓12名を揚げて、芸妓も数名呼びつけ、89円も消費して「底抜け騒ぎ」をしたという記事がある。記事によれば、「不審を抱」いた警官が「豪遊」する2人に尋問したが、女性の一人は「平気にて」警官に対し「自分等がせつせと稼ぎし金をつかう事故御厄介を掛くる理由なし」と「言開き」、警官は「詮方なくただ説諭を加へて放還せし」とある。その時、二人はそれぞれ500円以上所持し、銀行には1,000円以上の預金があったという⁷⁵⁾。1900年当時、日本の小学校教員の月給が約11円だったことを考えると⁷⁶⁾、女性たちの所持金は大金である。また、北米で売春に従事したこれらの女性たちは、しばしば日本へ多額の送金をしており、実家の経済や兄弟の生活を影で支えていた⁷⁷⁾。横浜の女性の言動には、労働を通じて得た経済力と自信のようなものを読み取ることができないだろうか。

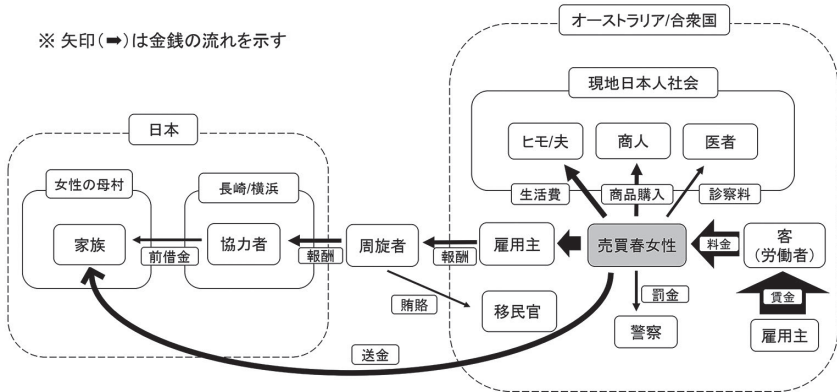
また、売春を通じて得た資金や経営スキルを生かし、現地で自ら経営者になる女性もいた。例えば周旋者・村岡伊平治の自伝には、1890年代後半の西オーストラリアで、複数の女性を引き連れて各地の金鉱をまわり、テントで売春をする日本人女性たちについての記述がある⁷⁸⁾。また当時の英語新聞には、北西部の町・コサックで売春宿を経営する日本人女性たちについての記事も掲載さ

れていた⁷⁹⁾。さらに、売春で得た金銭が、ほかの事業にも投資され、現地の日本人移民経済を支えていたことを示唆する史料もある。例えば第二次大戦以前、西オーストラリア州で下宿屋を営んでいた日本人は30名おり、その1/3が女性だった⁸⁰⁾。また、1898年前に渡豪した長崎生まれの女性は、コサックとブルームで商店を営む男性と結婚し、自らは写真館を経営し、写真家としても活躍した⁸¹⁾。移民企業家たちが売買春女性の労働によって支えられていた事例は、合衆国の日本人移民社会でも見られたことであり⁸²⁾、移民経済と売買春は、しばしば相互依存の関係にあったのである。

合衆国の場合も、性サービス業を通じて女性が経済的自律性を身につけたことを示す史料がある。日本人女性は、1900年以降も「妻」として合衆国に入国することが可能であり、大半の女性は、普通に結婚し安定した家庭生活を送ったが、なかには、まじめに働かない「夫」により売春を強いられたり、料理屋の「酌婦」として働かせられた人もいた。そうした女性の中には、夫を嫌い、別の男性と駆け落ちしたり、夫に対して離婚訴訟を起こす人もかなりいた。離婚訴訟を起こした女性たちは、料理屋の「酌婦」として働く女性が多く、月の収入は90～100ドルあり（一般的な日本人労働者の月収は30～40ドル）、白人弁護士を雇って裁判を起こす経済力があつた。注目すべきは、離婚法廷で女性たちが、夫から受けた暴力や経験した苦労を詳細に述べ、堂々と「夫」を批判している点である。このように、性サービス業に従事する日本人女性のなかには、図らずも一家の稼ぎ手となり、経済力を得ただけでなく、社会的自律性を身につけた人が相当数いたのである⁸³⁾。

売買春女性の残した手記は極めて少なく、個人的な経験を描き切ることが難しい。先行研究では、警察記録や新聞記事などが利用されてきたが、そうした史料に現れるのは、窃盗や殺人事件、批判的・差別的な描写など、ネガティブなものが多い⁸⁴⁾。しかし、女性たちの得た収入は大きく、その国内外の社会経済に与えた影響は広範であり（図5）、それが女性をさまざまな抑圧から解放するきっかけになっていた可能性はある。女性個人が経験した苦労を十分に認

図5. オーストラリア／合衆国の日本人売買春に関連する金銭の流れ



識した上で、売春を1つの労働／キャリアとして見れば、日本人売買春女性の個人的な経験についての理解がより深まるのではないだろうか⁸⁵⁾。

6. 移民流入の歴史と日本人売買春

ここでは、国家レベルの視点から、両国への移民流入の歴史と日本人売買春の関係を検討してみたい。というのは、オーストラリアと合衆国は、その国の成り立ちにおいて、人種・民族構成に大きなちがひがあり、それが19世紀半ば以降、ホスト社会の有色人移民に対する反応、そして日本人売買春の行く末にも影響を与えることになるからである。

1850年代のゴールドラッシュ以前、オーストラリアはイギリスの囚人植民地として発展した経緯があり、移住者は主として囚人で、その3/4はイギリス人、1/4がアイルランド人だった⁸⁶⁾。30年代から、イギリス政府の渡航費補助を受けて移住する「補助移民」(assisted immigration)、特定の雇用主の下で働く者に報奨金を出す「報奨金制度」(bounty system)による自由移民が始まる⁸⁷⁾。50年代には金の採掘を目的とする移住者が増え、その大半は自費で渡航し、補助を受けた者は約36%だった⁸⁸⁾。一方、56年から、西オーストラリア以外の植

民地で自治が始まり、イギリス政府による補助移民制度も終わり、以後、各植民地の予算で移住政策が進められる⁸⁹⁾。クイーンズランドは、特に移住政策を推し進め、1860～1900年の間に同植民地に来た移民の95%が同政府の補助を受けた⁹⁰⁾。19世紀のオーストラリア移住者は、イギリス人が大半で、それにスコットランド人・アイルランド人を加えたアングロ・ケルト系でほぼ構成され、彼らは英語を話し、イギリスの法律に従った。移民史の専門家 Jupp が書いたように、19世紀のオーストラリアは「北米と異なり、場所によってエスニシティの多様性はほとんどなかった」のである⁹¹⁾。

こうしてアングロ・ケルト系が大多数を占め、イギリス文化を中心とする社会に、19世紀半ば以降、有色人労働者が移住した。1851年に金が発見されると、南部の植民地（ヴィクトリアやニュー・サウス・ウェールズなど）で中国人が増えた⁹²⁾。鉱山地域における採掘権や水の使用権をめぐる争いが中国人に対する暴動に発展すると、植民地政府は中国人移民制限法（入国する中国人に対して人頭税を課し、入国者数を船舶積載量により制限）を成立させた⁹³⁾。70年代には、クイーンズランドで金が発見され、同地でも増加する中国人に対する運動が高まった⁹⁴⁾。一方、ニュー・サウス・ウェールズで移民制限法が撤廃された67年以降、各地で中国人が再び増加し、80・90年代には都市部への移住も増え、白人労働者と雇用の面で競合が生じ、再び中国人排除の機運が高まる。88～90年には各植民地で再び中国人移住制限法（船舶積載量による入国者数の制限）が成立した⁹⁵⁾。中国人以外では、60年代からクイーンズランドの砂糖黍農場でメラネシア人労働者が導入され⁹⁶⁾、80・90年代には日本人労働者が砂糖産業・真珠貝採取業で導入された⁹⁷⁾。砂糖黍栽培や真珠貝採取は白人には適さない重労働と見なされ、それらの労働を担った有色人は雇用者に重宝されたが、白人労働者に不利益が生じると危惧された場合には反発が起きた。

しかし、白人労働者が有色人労働者に反対したのは、経済的理由のほかに文化的・人種的な理由もあった。1850年代、ヴィクトリアやニュー・サウス・ウェールズの金鉱地域で中国人が増えた時、不自由な労働に従事しているかに見えた彼らの存在は、囚人移送の時代を終え、自由で平等な社会の形成を望ん

でいたイギリス系住民にとって脅威に見えた⁹⁸⁾。また70・80年代には、欧米社会で普及しつつあった社会進化論にもとづく人種理論、合衆国のカリフォルニアで高まっていた中国人排斥運動の影響により、中国人は奴隷のような「苦力」(coolie) (カリブ海の砂糖黍農園に半ば強制的に連れて来られて、過酷な労働を強制された中国人や南アジア人を指す) であるという言説が、オーストラリアの労働者にも広まった⁹⁹⁾。さらに白人住民の多くは、異人種間結婚に対して恐怖感を抱いていた¹⁰⁰⁾。メラネシア人や日本人は、当初、西オーストラリアとクイーンズランドの農場や漁村に集住し、白人のやりたがらない重労働をしていたので、白人と仕事で競合した中国人のように強い批判は受けなかったが、19世紀後半になると、メラネシア人に対する非人道的な周旋方法や奴隷のような労働形態に対する批判が一般社会で高まり、1901年に6植民地がオーストラリア連邦を結成すると、「太平洋諸島労働者法」(1901年)によりメラネシア人の雇用は禁じられ、同法の改正(1906年)により彼らは強制送還された¹⁰¹⁾。

オーストラリアと比べると、合衆国はより多様な民族・人種によって形成された。16～17世紀、フランス・イギリス・スペインの植民活動とともに北米大陸へのヨーロッパ人移住が始まり、13植民地がイギリスから独立し、第1回センサス(1790年)が行われた時、合衆国の居住者は、イングランド系60.1%、スコットランド系8.1%、アイルランド系9.5%、ドイツ系8.6%、オランダ系3.1%、フランス系2.3%と、アングロ系が7割近くを占めたが、建国時から民族的な多様性が見られた¹⁰²⁾。さらに、1701～1870年の間に、約43万人の黒人奴隷が、現在の合衆国に当たる地域に輸入され¹⁰³⁾、奴隷制の下、南部のプランテーション経済を支える労働力として使役され、1900年までに、合衆国の黒人人口は880万人(全人口の約12%)に達していた¹⁰⁴⁾。また、ナポレオン戦争(1799～1815年)終結以降の100年間で、約3,000万人が北西ヨーロッパ(ドイツ、アイルランド、スカンジナビアなど)および南東ヨーロッパ(オーストリア、ポーランド、イタリア、ロシアなど)から合衆国に移住した¹⁰⁵⁾。このように合衆国は、植民地時代から19世紀まで、黒人奴隷制と多様なヨーロッパ系民族を受け入れた歴史を有していたのである。

表5. オーストラリアと合衆国における白人・黒人・アジア人の割合（1900-01年）（推計）

	Australia	United States
White	97.708%*	87.795%
Black	0.076%**	11.586%
Asian***	1.254%	0.269%

*オーストラリアの場合、1901年のセンサスに“white”という分類がないので、オーストラリア生まれ（大半がイギリス諸島出身）とヨーロッパ諸国生れの居住者を“white”と推測する。

**オーストラリアでは黒人という分類がないので、アフリカ諸国（Cape Colony, Mauritius, Natal, Other African British Possessions, Algeria, Egypt, Other African Colonies）生まれの人口を“black”と推測する。

***合衆国ではアジア人の分類に“Chinese”と“Japanese”しかないので、それらの総計を“Asian”とする。オーストラリアではBritish India, Ceylon, Hong Kong, Straits Settlements, Other Asiatic British Possessions, Afghanistan, Arabia, China, Japan, Java, Philippines Islands, Syria, Other Asiatic Countries の総計を“Asian”とする。

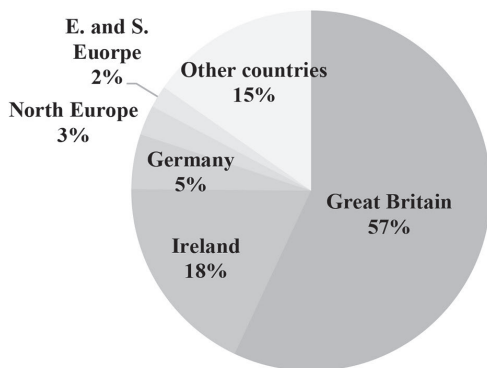
合衆国西部のアジア人移住と排斥の歴史を考える時、黒人奴隷制の過去は重要である。19世紀半ばのゴールドラッシュとともに中国人が増加し、金鉱地域の白人労働者によって彼らが排斥されたのは、オーストラリアと同様である。しかし、重要な点は、藤川氏が指摘したように、「(カリフォルニアでは) 中国人の流入以前に二元的な人種差別の枠組が成立して」おり、南部における黒人奴隷のイメージが、カリフォルニアの中国人排斥に影響を与えたことである¹⁰⁶⁾。中国人の大半は、「クレジット・チケット・システム」（渡航費を借金し、入国後に給料のなかから返済する制度）によって移住したが、白人労働者たちは、長時間の重労働に従事する中国人を、黒人奴隷に近い不自由な労働者と見なし「苦力」と呼んだ。Ngai が指摘したように、1850年に州に昇格した後のカリフォルニアの政治世界では、自由な労働（free labor）は白人に限られるべきものと考えられ、中国人は南部諸州の黒人と同様に、さまざまな市民権（白人と結婚する権利や法廷で白人に対して発言する権利など）が制限された。また中

国人は、多くの金鉱地域で試掘権を拒否され、採掘ができてカリフォルニアの州法により課税され、差別的な扱いを受けた¹⁰⁷⁾。

こうして19世紀後半、中国人に対する排斥運動が高まると、合衆国政府はオーストラリアの各植民地と同様に、移民制限法を成立させて対応するが、合衆国政府の外国人労働者に対する政策は、実際の効果という点から見ると、その場しのぎ的な側面があった。例えば、1882年の中国人排斥法により中国人労働者の入国は禁じられたが、西部の鉄道建設・鉱物採掘・農業では引き続き低廉な労働力が必要とされ、80年代後半からは日本人移民が増え、それらの産業で導入された。日本人に対する排斥運動が高まると、合衆国は日本政府と日米紳士協定（1908年）を結び、日本人労働者の移住は停止するが、その他のアジア人（南アジア人・フィリピン人など）の移住は継続した（前者は24年まで・後者は34年まで）¹⁰⁸⁾。また、20世紀に入ると、メキシコから合衆国西部・西南部への移住者が増え、彼らは農業を支える重要な労働力となった。アジア人移民を厳しく制限した24年の移民法は、南半球は適用外だったので、メキシコ人の移住は大不況の30年代まで増加し続けた。つまり、排斥運動に呼応して有色人種労働者の移住を禁じ、アジア人に対しては彼らの諸権利（帰化権や白人と結婚する権利など）を制限したにせよ、その経済発展をながらく外国人労働に依存してきた合衆国では、産業界の要望が政策に反映されやすかった。必要に応じて外国人が流入できる法的枠組みを維持した合衆国の政策は、白豪主義にもとづき有色人の入国を停止させたオーストラリアの政策とは異なる。

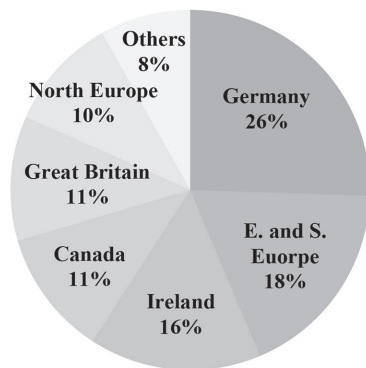
まとめると、オーストラリアは19世紀を通じて白人、特にアングロ系が支配的な社会であり、19世紀後半に有色人労働者が限られた地域と産業で導入されたものの、全体として見れば、彼らの労働に依存する程度は合衆国に比べると低く、連邦成立後は、真珠貝採取産業を除き、各産業は白人労働によって担われる体制に移行した。合衆国は、移住初期から人種・民族的に多様であり、南部・西部の経済は黒人・アジア人・メキシコ人の労働に支えられてきた経緯があり、19世紀後半からアジア人移住を制限し始めたにせよ、外国人労働者の移住は実質的に1930年代まで継続した。こうした外国人労働に対する政策のちがいが1901年以降、両地域における日本人売買春に影響を与えることになる。

図6. オーストラリアの外国生まれ住民の出身地域 (1901年)



[出典] *Official Year Book of the Commonwealth of Australia, 1901-1907* (Melbourne: McCarron, Bird & Company, 1908), 168. より作成。

図7. 合衆国の外国生まれ住民の出身地域 (1900年)



[出典] *U.S. Census, 1900, Vol. 1, Population* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1901), 482, 732-35. より作成。

7. 1901年移民制限法成立後の日本人売買春の動向

オーストラリアでは、1901年の連邦成立を境に、日本人売買春をとりまく状況は大きく変化する。第1回の連邦議会において移民制限法が成立すると、識字テストによるアジア人の締め出しが行われ、以後アジア人の新規入国は基本的に停止する。また、クイーンズランドの砂糖産業を支えてきたメラネシア人労働者も1906年から強制送還され、砂糖産業は有色人労働依存を脱却し、白人によって担われる体制に移行していく¹⁰⁹⁾。クイーンズランドと西オーストラリアの真珠貝採取業は、白人ダイバーの導入がうまく進まず、日本人ダイバーの雇用禁止は見送られ、限られた数の日本人労働者の入国は続いた¹¹⁰⁾。しかし、日本人女性の出入国は極めて難しくなり¹¹¹⁾、外国人労働者とともに日本人売買春女性の数は漸次減少し、日本人売買春は衰退したと語られてきた¹¹²⁾。

具体的に、日本人売買春女性はその後どのような生活を送ったのか。1901年に第1回連邦センサスが行われた時、日本人女性はクイーンズランドに144名、西オーストラリアに209名いたが、1916年に外国人登録が行われた時、登録された日本人女性はクイーンズランドで54名、西オーストラリアで90名だった。つまり、日本人女性の在留率はそれぞれ37.5%、41.6%であり、60%程度がオーストラリアを去ったことになる。1916年の外国人登録で日本人女性たちが記入した職業は、両州の計144名中、75名(52%)が既婚女性を示す身分(“married”/“domestic duties”/“housekeeper”)を記入しており、夫の大半は日本人で、少数の中国人もいる。ほか69名(48%)は職業を記入しており、内訳は、衣服の製造(“tailor”/“dressmaker”)19名(13%)、店主(“storekeeper”)14名(10%)、洗濯業(“laundry”)9名(6.3%)、売春婦(“prostitute”)8名(5.6%)、下宿屋(“boarding house keeper”)6名(4.2%)、家政婦(“domestic”/“housework”)6名(4.2%)、料理人(“cook”)3名(2.1%)、その他4名(2.8%)となっている¹¹³⁾。このように、1901年以降オーストラリアに居住を続けた日本人女性たちは、半数が結婚、半数が仕事を持ち居住を続けたことになる¹¹⁴⁾。職業を記入した女性は、売春を兼業していた可能性もあるが¹¹⁵⁾、いず

れにせよ、客になる外国人労働者の数が減少傾向にあったので、たしかに日本人売春は衰退し、女性たちは結婚・転職・帰国・他国へ移住のいずれかを選択したと思われる¹¹⁶⁾。

一方、合衆国では、1908年の日米紳士協定締結により日本人労働者の移住は停止したが、日本人女性は引き続き「妻」として旅券を受け合衆国へ渡航することが可能だった（「妻」としての移住は21年に「写真花嫁」¹¹⁷⁾に対する旅券の発行が停止するまで続く）。1890年代、日本人売買春女性は、密航、移民官の買収、偽装結婚、他人の旅券の使用など、違法な方法で渡航する人がかなりいたが、1900年以降、合衆国政府による外国人売買春女性の入国規制が厳格化すると、日本人女性の移住は、「妻」としての正規渡航が一般的になった。特に、写真花嫁の渡航が増える1908年以降、その傾向は強まった。

同時に、合衆国で売春に従事する日本人女性の出自や働き方も多様化した。1890年代と同様、売春に従事することを承知で渡航した女性は一定数いたが、1900年以降は、渡航後に意図せず売春に従事する女性が増えた。具体的には、移住者の妻として渡米したが、渡航後に家計が困窮し、現金収入を得るために売春を行う、あるいは働かない夫に売春を強いられる、というケースである。また、売春の形態も変化した。1907年・1910年の移民法改正により、外国人売春の取締りが厳格化し、10年代になると西海岸各地の市町村で売買春黙認制度が廃止されていった。こうしたなかで、大っぴらな売春はできなくなり、日本料理屋で「酌婦」が密かに性サービスを客に提供する、という形態が増えた。依然として女性の少ない日本人社会では、そうした接客サービスに対する需要は高く、10年代に酌婦稼業は活況を呈した。同時に、北米の日本人社会は結婚と定住の時代に入り、元売買春女性や酌婦の女性たちのなかには、定住を望む日本人男性たちと結婚する、あるいは働かない暴力的な「夫」と離婚し、他の男性と同棲／再婚する人が増えた¹¹⁸⁾。

このように1901年以降、両地域における連邦政府の外国人労働者に対する政策は、日本人売買春の命運を左右した。オーストラリアでは、客となる有色人労働者の新規入国はなくなり、性サービスに対する需要が減少するとともに、

日本人売買春も衰退した。合衆国では、日本人労働者の移住が制限されたにせよ、引き続き「妻」としての女性の移住は可能であり、日本社会内部で酌婦稼業に従事する人が増えた。両国において、売買春女性や酌婦の女性が選んだ進路はさまざまだが、性サービス業での労働経験が、女性が経済的・社会的に独立する契機になったことは、共通して認められた点である。

8. 日本政府・移民指導者の日本人売買春に対する反応

最後に、両地域における日本人売買春に対する日本政府や移民指導者の反応について検討する。このテーマは先行研究でも検討されてきたが、それらは、合衆国あるいはオーストラリアに焦点を絞ったもの、あるいは日本と両国間のつながりに注目したものが大半である¹¹⁹⁾。ここでは、両国の事例を比較し、類似点・相違点を明らかにする。

オーストラリアの場合、1880年代後半に売買春女性が現れた直後から、名誉領事マークスや現地の日本人指導者たちが、売買春女性・周旋者を批判し、その排除に努めた。彼らにとって売買春女性・周旋者は、近代化をめざす日本の名誉を傷つける存在であり、現地の日本人に対する白人の批判をまねく原因にもなるので、女性たちに帰国あるいは職業の変更を促した。また、日本人指導者たちから領事に宛てられた「醜業婦」排除の請願書にも見られるように、日本人労働者たちはしばしば、売買春女性たちと会うために「日夕熱汗ヲ流シテ稼ギ溜メタル金」を消費してしまい、女性をめぐる（嫉妬などによる）争いが原因で労働者たちの間で「競争」や「喧嘩」が起きるなど、売買春に起因する問題が、移民指導者たちの間で懸念されていた¹²⁰⁾。

以上のことは先行研究でも指摘されてきたが、ここで、移民指導者たちの売買春女性に対する批判を、当時日本国内で高まっていた「殖民論」との関係で考えてみたい。1890年代前半の日本では、貧困問題や人口増加の解決策として、そして日本の国力増強のため、海外への出稼ぎや移住を奨励する「殖民論」が、欧米の海外進出に触発された識者の間で論じられた¹²¹⁾。91年に外務大臣に就任

した榎本武揚も、省内に移民課を設立し、海外移住と農業による定住を推奨していた¹²²⁾。木曜島の日本人指導者たちが領事に宛てた91年の請願書には、「(売買春女性が) 在留日本人並ニ来住居住者前途ノ禍害ト成ラン之ヲ恐レ」あるいは「我等日本帝国同胞前途将来ノ為」という文言が見られ、日本人移住者・居住者の将来を憂慮していた様子がうかがえる¹²³⁾。もちろん、当時の日本人移住の主な目的は出稼ぎであったが、90年代前半、オーストラリア植民地への日本人移住はまだ制限されておらず、将来的に日本人居住者が増加していく可能性はあった。そうしたなかで、売買春は現地日本人社会の発展を妨げる障害として認識されていた可能性はないだろうか¹²⁴⁾。

1880年代以降、日本人売買春に関する海外各地からの報告を受け、日本政府は「醜業婦」の渡航防止に努めたが、成功したとは言い難い。90～91年にかけて、外務大臣・青木周蔵は、「醜業」目的の渡航を処罰するため新たな法律の成立を模索したが、国内で売春営業が認められていながら、売春目的の海外渡航を禁じることは、国内法と齟齬が生じるため難しかった。そこで外務省は、各県知事に旅券の発給手続きを厳格化するよう通達し、移民保護規則（1894年）・移民保護法（1896年）を成立させ、海外渡航の目的を「醜業」以外の一般労働（家庭内労働など）に限定することで、売買春女性の渡航を予防することに努めた¹²⁵⁾。このように、国内で売買春営業を認可している日本政府としては、売春目的の海外渡航を法律で禁止することはできず、売買春女性の入国を防止する移民法が存在しないクイーンズランド植民地への「醜業婦」移住は、90年代を通じて続いたのである。

合衆国西部でも同様に、現地の領事は「醜業婦」を問題視し、「出稼書生」¹²⁶⁾を中心とする日本人指導者たちは、「醜業婦」渡航差止めを求める請願を行った。オーストラリアと異なる点は、移住初期に、トランスナショナルな改革のネットワークが日米間で形成されたことである。日本国内では1880年代から、婦人矯風会をはじめとするキリスト教団体が、公娼制度を封建時代の遺物・女性抑圧の象徴と見なし、その廃止に努めた。こうしたなかで、90年前後、合衆国西海岸で増えた日本人売買春女性に関する記事が現地新聞に掲載され、それ

らの情報が日本人キリスト教者を通じて日本国内の娼婦団体に伝えられた。日本の娼婦運動家のなかには、海外に渡航した「醜業婦」に対し、同じ女性として同情する指導者も少数存在したが（東京婦人矯風会の浅井さくなど）、大多数は、海外売買春女性を日本の名誉を汚す「醜業婦」として批判し、90年に帝国議会在が開設されると、矯風会は「醜業婦」渡航差止めの請願書を提出した。こうして一時期、日本の娼婦運動と、西海岸の「醜業婦」反対運動は、相互に影響を受けながら盛り上がった¹²⁷⁾。

しかし、日清戦争（1894～95年）・日露戦争（1904～05年）を経て、日米のネットワークは弱まる。具体的には、日本の娼婦団体が日本政府と協調関係を強めるにつれて、運動家の関心が、女性を抑圧から解放することよりも、日本の勢力拡張と戦地における兵士の健康を守ることに移っていった。次第に娼婦運動家たちは娼妓を、国の名誉や兵士の健康に対する脅威としていっそう強く認識し、1910年代になると、矯風会・救世軍などの娼婦団体は、娼妓を公的な場所から排除する運動に注力していった。一方、合衆国では1900年以降も日本人女性の移住は継続し、日本人社会内部で売買春が継続した。おりしも合衆国社会では「白人奴隷」反対運動が高まり、そうした運動に呼応して政府による外国人売買春女性・周旋者の取締りも厳格化していった。外国人売買春とアジア人に対する運動が強まるにつれて、日本人指導者の間では、排斥の要因となりえる売買春を撲滅すべきという声が高まった。次第に、西海岸における日本人売買春反対運動は、日本人移民の定住戦略の一部としての性格を強め、日本における娼婦運動とのつながりは弱まっていった¹²⁸⁾。

このように、1890年代に日米間でトランスナショナルなネットワークが形成され、20世紀初頭の合衆国で売買春反対運動が高まった要因として、1) 合衆国では早い時期からキリスト教者や私費留学生などある程度の教育を受けた日本人が一定数存在していたこと、2) 1900年以降も日本人女性の合衆国への移住が続き、売買春が継続したこと、3) 1908年以降に移民の定住化が進んだこと、の3点が挙げられる。つまり両国において、売買春女性に対する運動は、基本的には日本国民の名誉を守ることを目的としていたが、受入国政府の外国

人移民に対する政策、受入国社会における売買春に対する態度の変化、そして日本人移住者のアイデンティティの変化、などにも影響を受けたのである。

おわりに

最後に、両国における日本人売買春の比較を通じて見えてきた検討課題や重要な視点を示したい。1つ目は、周旋と渡航のプロセスにおける中継港（香港・上海・シンガポール）の役割である。香港は、可児氏（1979年）が指摘したように、「東南アジアへ向かう唐行きさんの通貨港であった」のであり¹²⁹⁾、オーストラリアに来た売買春女性が最初に着いた港だった。また、1890年以前の北米で売春に従事した日本人女性のなかには、香港や上海経由で来た人もあり、両港が太平洋地域に広がる日本人売買春女性の輸送ルートの重要な結節点となっていた可能性が高い。上海の租界では、1870年代末から日本人売買春が活況を呈し¹³⁰⁾、イギリス植民地の香港やシンガポールでは、中国人・日本人の売買春は官憲に黙認され、80年代には性病管理も行われ、現地の経済・社会・政治の秩序を影で支えた¹³¹⁾。しかし香港・上海・シンガポールは、中国人・日本人女性の終着点だったのでなく、そこから東南アジア・北米・オーストラリア各地へと転売されていった人も多い。また、日本人女性の渡航（密航）プロセスで、しばしば中国人船員の協力があり、渡航先では中国人労働者が重要な客だったことを考えると、香港・上海・シンガポールを中心とする中国人労働者や売買春女性の移住ルートを確認し、それが日本人売買春女性の海外移住とどのような関係にあったのか、実証的に検討していく必要がある。

2つ目は、地域と地域を結ぶ視点である。例えば、日本人女性が働いていた地域は、オーストラリアの中でも、特に西オーストラリアとクイーンズランドであり、両植民地には売買春が発展した特有の事情があった。例えば1880～90年代、クイーンズランドで日本人が増えた理由は、香港・日本・クイーンズランド諸港を結ぶ海運ネットワークが発達していたこと、そして植民地政府が日本との貿易を重視し、日本人に対して移住制限を行わなかったことなどがある。

さらに、同植民地で19世紀後半に成長した砂糖黍栽培・真珠貝採取産業では有色人労働が重視され、経済発展を進めながら社会の秩序を保つために、有色人種労働者の性的需要を満たす日本人女性の存在は、必要悪として現地の官憲に容認されたのである。売春を違法としながらも黙認する風潮を生み出した開拓地（フロンティア）の論理は、同時期の西オーストラリアや北米西部諸地域でも見られたことである。また、日本人売買春女性の出身地域は、オーストラリアの場合は長崎を中心とする九州地方、合衆国西部の場合は横浜を中心とする東日本地域であり、渡航先によって偏りが見られた。つまり、日本人女性の海外移住は、「日本→オーストラリア」や「日本→合衆国」というおおまかなものではなく、「長崎県の〇〇村→香港／上海→クイーンズランドの木曜島」あるいは「静岡県〇〇村→モンタナ州ビュート」という地域と地域を結ぶ現象だった。移民史研究では、こうした移住パターンは「鎖の移住」(chain migration)と呼ばれるが、日本人売買春女性の国際移住を考察する際にも有用であり、地域と地域を結ぶ移住が創出した要因を、個人や市町村レベルで実証的に分析していく必要がある。

3つ目は、太平洋地域という視点である。オーストラリアと合衆国は、アングロ系が定住し、社会的・政治的に支配的な地位を占めた白人定住社会（white settler society）であるが、その2つの地域において日本人売買春が発展した共通の歴史的・社会的条件を、今回の比較により3つ確認できた：1）受入国が日本人移住を許可している時代（オーストラリアでは1901年まで；合衆国では1924年まで）；2）労働集約型の第一次産業（農業・漁業・鉱物採掘など）が発展した地域；3）地方政府が性的二重基準にもとづき売春を必要悪として黙認していた地域。これら3点は、その他のアングロ系が定住した太平洋地域で日本人売買春が増えた条件でもあったのか。例えばハワイでは、1～3全ての条件が存在し、1890年代に日本人売買春が増えたが、ハワイの特徴は、地方レベルでの黙認制度が（合衆国の西部諸州と異なり）1910年代に廃止されず、太平洋戦争末期まで継続したことである。その最大の要因は、ハワイにおける米軍と膨大な数の兵士の存在である。米軍幹部は兵士に性的慰

安が必要であることを認識し、地元の官憲はその意向をくみ取り、軍と協力しながら売買春を黙認・管理していった¹³²⁾。20世紀の転換期、日本人売買春女性はその他の合衆国領土（フィリピンやアラスカなど）でもが増えたが、そうした地域でも上記の開発型社会の論理と軍事化が奏功したのか、検証が必要である。

最後に、太平洋地域という視点から、日本が支配的な地位を得た勢力圏（朝鮮・北東中国）における日本人売買春と、非勢力圏における日本人売買春の比較も重要である。オーストラリア・北米・東南アジアでは、1920年ごろまでに日本人売買春は衰退したが、東アジアの日本植民地では、30年代以降、日本の軍事化とともに従軍慰安婦制度が発展した。勢力圏では、軍事化が日本人売買春の発展における重要な要因だったことは先行研究で指摘されてきたが、ハワイの事例にも見られるように、公認であれ黙認であれ、兵士の慰安のために売買春を認める態度は、日本政府に特有のことではない。また、勢力圏・非勢力圏ともに、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、第一次産業とインフラ整備のために日本人その他の労働者が導入とされ、彼らを客とする日本人売買春が発展した点では共通している。もちろん、30年代以降に発達した従軍慰安婦制度を、「からゆきさん」の経験と安易に結びつけることはできない。しかし、20世紀転換期の太平洋地域各地における日本人売買春の実態を横断的に分析すれば、従軍慰安婦制度が発展した歴史的前提についての理解が深まるのではないだろうか。この時代は、欧米の列強と日本が太平洋地域で支配的権力を拡張した、歴史家 Hobsbawm が呼ぶ「帝国主義の時代」（1875-1914）であった。この時代の太平洋地域における日本人売買春の盛衰過程で、経済発展・帝国主義・軍事化の論理がどう絡み合ったのか、今後さらに検討していきたい。

注

（謝辞）本研究は、JSPS 科研費 JP19K12622 の助成を受けたものです。

- 1) D. C. S. Sissons, “Karayuki-san: Japanese Prostitutes in Australia, 1887-1916—I,” *Historical Studies* 17, no. 68 (1977): 323-41; Sissons, “Karayuki-san: Japanese Prostitutes in Australia, 1887-1916—II,” *Historical Studies* 17, no. 69 (1977): 474-88.
- 2) オーストラリアの日本人売買春女性を扱った先行研究として、Raelene Davidson,

“Prostitution in Perth and Fremantle and on the Eastern Goldfields, 1895-September 1939” (MA thesis, University of Western Australia, 1980); Susan Jane Hunt, *Spinifex and Hessian: Women’s Lives in North-Western Australia, 1860-1900* (Nedlands, WA: University of Western Australia Press, 1987); Norma King, *The Daughters of Midas* (Victoria Park, WA: Hesperian Press, 1988); Noreen Jones, *Number 2 Home: A Story of Japanese Pioneers in Australia* (North Fremantle: Fremantle Arts Centre Press, 2002) (ノリーン・ジョーンズ, 『第二の故郷: 豪州に渡った日本人先駆者たちの物語』創風社出版, 2003年); Sachiko Sone, “The Karayuki-San of Asia, 1868-1938: The Role of Prostitutes Overseas in Japanese Economic and Social Development” (M. Phil. thesis, Murdoch University, 1990); Yuriko Nagata, “Gendering Australia-Japan Relations: Prostitutes and the Japanese Diaspora in Australia,” *Ritsumeikan Journal of Asia Pacific Studies* 11 (2003): 57-70; Elaine McKewon, *The Scarlet Mile: A Social History of Prostitution in Kalgoorlie, 1894-2004* (Perth: University of Western Australia Press, 2005); Raelene Frances, *Selling Sex: A Hidden History of Prostitution* (Sydney: University of New South Wales Press, 2007); Sachiko Sone, “Chapter 3: Japanese Pioneer Women before 1901 with Special Attention to ‘Prostitutes’,” in *An Enduring Friendship: Western Australia and Japan: Past, Present and Future*, eds. David Black and Sachiko Sone (Crawley, WA: Westerly Centre, 2009), 26-39 (曾根幸子, 「第3章: 1901年以前の先駆の日本人女性たち: 『娼婦』を中心として」, デイビッド・ブラック, 曾根幸子編『西オーストラリア—日本交流史: 永遠の友情に向かって』日本評論社, 2012年, 33~49頁)。

- 3) 研究目的の史料複写を許可して下さった Sissons 婦人 (Mrs. Bronwen Sissons) にお礼を申し上げたい。
- 4) Kazuhiro Oharazeki, *Japanese Prostitutes in the North American West, 1887-1920* (Seattle: University of Washington Press, 2016).
- 5) 1887年, 日本名誉領事マークス (Alexander Marks) は, メルボルンの日本人売買春女性2名を追放し, クイーンズランドの木曜島に4名の売買春女性がいると報告した: 在メルボルン府日本領事マークス, 「醜業ヲ営ムノ目的ヲ以テ海外エ [ママ] 密航ノ本邦婦女取締方在メルボルン領事ヨリ具申ノ件」, 1887年12月13日, 『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵; Sissons, “Karayuki-san,” Part I, 328. 1888年, ポート・ダーウィンでは, 日本人売買春20名以上の存在が現地警察により報告された: “The Northern Territory,” *South Australian Register*, Sept. 17, 1888, 1; 在メルボルン府日本領事マークス, 1888年8月10日, 『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。1892年の木曜島在住日本人による報告書によれば, 周旋者・森山米吉は, 8年前(1884年)に日本から渡濠し, 西オーストラリアの「コサセキ」(コサック?) からポート・ダーウィンに移動し, その後木曜島に来たという: 佐々木重利ほか, 「追願」, 1892年2月23日, 『本邦不正業取締

関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。

- 6) 日本人旅行者・服部徹によれば, 1893年, 木曜島と周辺の島々には21名の日本人売買春女性が存在したという: 服部徹, 『南球之新殖民』(博聞社, 1894年), 21頁。西オーストラリアの警察報告によれば, 1890年, ローバックベイ(後のブルーム)で7~8名の日本人売買春女性がいた。おそらくこれがブルームにおける最初の日本人売買春女性の記録である: Hunt, *Spinifex and Hessian*, 126.
- 7) *Japan Weekly Mail*, May 30, 1896, 609, cited in Sissons, “Karayuki-san,” Part I, 323, Frances, *Selling Sex*, 49, 301.
- 8) Police Commissioner William E. Parry-Okeden, “Fact showing number of Japanese women in the colony,” Series 5, Box 13, Papers of David Sissons (以降PDSと記す), National Library of Australia (以降NLAと記す).
- 9) 相羽の記録では, 各地の「醜業婦」の集計と合計数に1名のずれがあることを付記しておく。これらの女性に付随する男性「醜業」者は38名。雑貨商・料理人・洗濯業に従事する男性のなかには「兼醜業」の者もかなりいるので, これらの店で雇用されている日本人女性のなかに, 秘密に売春する女性がいた可能性は高い: シドニー領事館書記生相羽恒次, 「西濠州各地在留本邦人ノ状況」, 1901年11月21日, 『タウンズヴィル・シドニー領事館報告書』6.1.6.29, 外交史料館所蔵。
- 10) 関連する法律は, WA Goldfields Act of 1886, Sec. 2, およびWA Goldfields Act Amendment of 1892, Sec. 3(最初の採掘から5年経ってもアジア人とアフリカ人には金鉱のリースや採掘は許可されない); Minerals Lands Act 1892, Sec. 8(アジア人とアフリカ人にはビジネス・ライセンスを発給しない) and Sec. 12(金以外の鉱物を採掘する権利をアジア人とアフリカ人には与えない): Sissons, “Karayuki-san,” Part I, 336.
- 11) 1898年, 西オーストラリア南部を調査した領事館書記生・相羽常次によれば, 「(日本人「醜業婦」の)顧客ハ悉ク白人労働者ニシテ本邦人ヲ客トシタルヲ聞カズ」とある: シドニー領事館書記生相羽恒次, 「西濠州各地在留本邦人ノ状況」, 1901年11月21日, 『タウンズヴィル・シドニー領事館報告書』6.1.6.29, 外交史料館所蔵。またHuntによれば, 1890年代, オーストラリア北部の真珠貝採取地域・金鉱地域で働く日本人売買春女性たちは, 「アジア人もヨーロッパ人も客にとった」という: Hunt, *Spinifex and Hessian*, 128. 90年代の木曜島では, 日本人女性の主な客は日本人だったが, 有色人や白人の客もいたという: Yuriko Nagata, “The Japanese in Torres Strait,” in *Navigating Boundaries: The Asian Diaspora in Torres Strait*, eds. Anna Shukul, Guy Malcolm Ramsay and Yuriko Nagata (Canberra: Pandanus Books, 2004), 142. 1896年, 『読売新聞』記事は, 木曜島の元真珠貝採取労働者の話を紹介し, 同地の日本人女性は「同島土人を以て顧客とし日々少なからざる収益を得るの有様」と報じている: 「濠州木曜島の真珠貝と醜業婦の渡来」『読売新聞』1896年3月8日, 3頁。1915年4月, 『長崎新聞』に掲載されたオーストラリアから帰国した日本人の

話によれば、オーストラリアにおける日本人の「標客は支那人を重 [ママ] にして白人の遊びに来るのは減多にない」。雇用主は、脱走を恐れて、女性たちに「普通の日本人に接する機会を与へない」：「豪州の娘子軍」, 『長崎新聞』1915年4月24日, 3頁。

女性の民族を見ると、白人売買春女性は都市部に多く、日本人や外国人の売買春女性は地方に多い傾向にあったようだ。例えば、クイーンズランドの売春管理制度について調べた Evans は、白人の売買春は一般的に都市部での現象だったと書いている：Richard Evans, “‘Soiled Doves’: Prostitution in Colonial Queensland,” in *So Much Hard Work: Women and Prostitution in Australian History*, ed. Kay Daniels (Sydney: Fontana/Collins, 1984), 140. また、西オーストラリア金鉱地域の町カルグーリーにおける売春について調べた McKewon によれば、1900年ごろ、「大半の売春は日本人とフランス人の売春宿で行われていた」という：McKewon, *Scarlet Mile*, 25. 地元の新聞 *The West Australian* によれば、1900年、同市内の売春宿は、フランス人の宿が14～15軒、日本人の宿が「ほぼ1ダース」、イギリス人の宿が3軒、イタリア人の宿が2軒あったという：*The West Australian*, April 19, 1911, cited in McKewon, *Scarlet Mile*, 18-19.

- 12) 日本人売買春にくらべると、中国人売買春はオーストラリアでは増えなかったようだが、1870年代以降、現地の新聞で時おり報道された。ヴィクトリア植民地では1870年、中国人売買春女性の取締りを求める請願が道徳向上委員会から出された：‘‘Chinese Immorality,’’ *The Age* (Melbourne, Vic.), Sept. 20, 1870, 3. ニュー・サウス・ウェールズでは1884年、中国人労働キャンプに数名ずつ中国人売買春女性がいたという警察報告がある：‘‘Chinese Camps,’’ *Wagga Wagga Advertiser* (NSW), Jan. 8, 1884, 3. 同年、ヴィクトリアでも同内容の記事がある：‘‘Immoral Traffic,’’ *The Herald* (Melbourne, Vic.), Feb. 4, 1884, 3. ただし、これらの中国人女性たちは中国人労働者が集住する地域に居住し、中国人を主な客としていたようで、全人種の客を相手にしていた日本人女性と対照的である。また中国人女性の数は限られていたので、白人女性を買春する中国人男性もいたことが新聞記事からわかる：‘‘Castlemaine Police Court,’’ *Mount Alexander Mail* (Vic.), July 28, 1888, 2; ‘‘Chinese Prostitution,’’ *Barrier Miner* (Broken Hill, NSW), Nov. 16, 1893, 1. ニュー・サウス・ウェールズでは1893年、14歳の白人少女を買う中国人が新聞で報道された：‘‘The Chinese Curse,’’ *Barrier Miner* (Broken Hill, NSW), Nov. 14, 1893, 4. 西オーストラリアの1901年センサスでは、中国人人口は男性1,459名・女性16名、日本人人口は男性658名・女性209名だった：‘‘No.1. Population of Western Australia, classified according to Birthplace,’’ *Seventh Census of Western Australia, 1901* (Perth: Government Printer, 1903). Markus は、合衆国とオーストラリアの人種関係の比較研究のなかで、「カリフォルニアでは利益率の高い中国人売買春のビジネスが発達した」が、「そうした（産業の）発展はオーストラリアでは存在しなかった」と書いている：Andrew Markus, *Fear and Hatred*:

- Purifying Australia and California, 1850-1901* (Sydney: Hale & Iremonger, 1979), 259. 中国人売買春女性が中国人男性のみを客としていたことが、中国人を含む多様な人種の客をとる日本人売買春女性に対する需要が増えた一因になったと推測される。
- 13) タコマ二等領事齋藤幹, 「公第十二号」, 1897年4月2日, サンフランシスコ二等領事陸奥広吉, 「加里福尼亞州ニ於ケル本邦醜業婦ニ関スル報告」, 1898年8月11日, 『海外ニ於ケル邦醜業婦ノ員数及其状況等年二回報告方訓達一件』4.2.2.99, 外交史料館所蔵。
- 14) 長田正平, 『加奈陀の魔窟』(大陸日報社, 1909年), 8~19頁。
- 15) Department of Interior, *Twelfth Census of the United States, 1900, Vol. I: Population* (Washington, D.C.: United States Census Office, 1901), 492.
- 16) Cheng の合衆国センサス分析によれば, サンフランシスコの中国人売買春女性は, 1860年に556名, 1870年に1,426名, 1880年に435名いたという: Lucie Cheng, "Free, Indentured, Enslaved: Chinese Prostitutes in Nineteenth-Century America," in *Labor Immigration under Capitalism*, eds. Edna Bonacich and Lucie Cheng (Berkeley: University of California Press, 1984), 420-21.
- 17) Sissons, "Karayuki-san," Part I, 336-37; Frances, *Selling Sex*, 47-48; Sone, "Chapter 3," 27; 曾根, 「第3章」, 35頁。
- 18) 早いものでは1888年, 日本領事マークスの報告書に, 香港経由でポート・ダーウィンにつれて来た日本人売買春女性たちは「皆長崎ヨリ来タル」とある: 在メルボルン府日本領事マークス, 「第五号」, 1888年6月, 『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。1893年, 木曜島を訪れた旅行者・服部徹によれば, 現地には日本人売買春女性が21名おり, 女性たちの出身地は長崎11名, 熊本4名, 兵庫, 神奈川, 岐阜, 広島, 福岡, 宮崎が各1名だった: 服部徹, 『南球之新殖民』(博聞社, 1894年), 21~22頁。
- 19) ここで利用するのは, Sissons が外国人登録をもとに作成した表である: "Alien Registration, Qld.," 1916, "Alien Registration, WA," 1916, Series 18, Box 49, PDS, NLA. Sissons が利用した原史料は, Brisbane Office, BP4/3, PP14/3; Perth Office, PP14/3, National Archives of Australia.
- 20) Sissons は「1902年より前に入国した女性たちの大半は売買春女性であったのはほぼ確実と思われる」と推測している: Sissons, "The Japanese in Australia, 1871-1946," a paper presented at Perth ANZAAS congress, 1973, 28, Series 1, Box 2, PDS, NLA (デイビッドC.S.シソンス, 「1871年~1946年のオーストラリアの日本人」『移住研究』10(1974), 42頁)。Frances や Hunt も同様の見解を示している: Frances, *Selling Sex*, 49; Hunt, *Spinifex and Hessian*, 121.
- 21) 戦前オーストラリアの日本人女性の個人記録を収集した Jones によれば, 公的記録に記入された日本の出身地は, 生育地でなく乗船した港だった可能性がある指摘する: Jones, *Number 2 Home*, 54; ジョーンズ, 『第二の故郷』, 51頁。

- 22) 長崎の唐人屋敷内における中国人商人と日本人遊女の交流については、唐権、『海を越えた艶ごと：日中文化交流秘史』（新曜社、2005年）、第I部。
- 23) 山崎朋子、『サンダカン八番娼館』（文春文庫、1975年）、255～62頁；森克己、『人身売買：海外出稼ぎ女』（至文堂、1959年）、35～40頁；Morikuri Shigekazu, “Karayukisan and Shingintori: Prostitution and the Industrial Economy in Amakusa at the End of the Edo Period,” trans. Llewelyn Hughes, in *Gender and Japanese History*, Vol. 2, eds. Wakita Haruko, Anne Bouchy and Ueno Chizuko (Osaka: Osaka University Press, 1999), 336-37.
- 24) 関連する研究の一つに、明治～昭和初期、海外の日本人売買春女性から島原・大師堂へ送られた寄進の額を調査した倉橋の研究がある：倉橋正直、『島原のからゆきさん：奇僧・広田言証と大師堂（共栄書房、1993年）、213～24頁。
- 25) 1913年1月の『福岡日日新聞』記事によると、島原地方からの海外出稼ぎ者は計540名おり、その内343名が女性である。540名の行先は、中国130名、ウラジオストク82、マレー半島49、インド33名、上海31名、合衆国25名、マニラ21名、香港18名、スマトラ15名、オーストラリア11名である：「島原娘の発展地」『福岡日日新聞』1913年1月25日、7頁。島原女性は、東南アジアを中心に広く海外各地に渡航しており、オーストラリアはそれらの渡航先の一つだったことがうかがえる。
- 26) 村岡伊平治、『村岡伊平治自伝』（南方社、1960年）、3頁。
- 27) 「島原瞥見（二）」、『福岡日日新聞』1913年10月2日、3頁。
- 28) 例えば1899年の日本領事マークス報告書によれば、西オーストラリアのジェラルトンで「醜業」を営む長崎県南高来郡島原町出身の女性は、それまでにシンガポールから女性を十数回連れてきたという：名誉領事マークス、「第十九号 西濠州ニ於ケル本邦醜業者ニ関スル件」、1899年8月29日、『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。また同年、西オーストラリアを旅行中した藤田彦一郎と益村武雄は、日本人「醜業婦」は島原と天草の出身が多いと報告している：「嘆願書」、1899年10月、「西濠州在留本邦人取締方ニ関シ在シドニー領事へ訓達ノ件」、『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。
- 29) Oharazeki, *Japanese Prostitutes*, Chap. 2.
- 30) 東アジア・東南アジアの日本人売買春女性は、九州地方（長崎・熊本）の出身者が多く、北米西部の日本人売買春女性は、横浜とその周辺の県（神奈川・静岡）出身の者が多かった。両地域からの移住要因の比較分析は、Kazuhiro Oharazeki, “Japanese Prostitutes in the Pacific Northwest, 1887-1920” (Ph.D. diss., State University of New York at Binghamton, 2008), 70-74.
- 31) 渡邊勘十郎、『濠洲探検報告書』（外務省通商局第二課、1894年）、281頁。
- 32) 領事マークスによれば、1888年、周旋者の森山米吉が、香港から日本人売買春女性4名をポート・ダーウィンに連れて来たという：日本政府領事マークス、「第五号」、1888年6月、『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。シンガポールの医師・西村竹四郎の手記には、1904年、シンガポールで誘われて

オーストラリアにきた日本人売買春女性の口述がある：西村竹四郎、『在南三十五年』（安久社、1936年）、46頁、cited in 宮岡謙二、『娼婦：海外流浪記』（三一書房、1968年）、155～56頁、Sissions, “Karayuki-san,” Part I, 335. 木曜島の行政官は、1893年、香港からノーマントンとクロイドンへ移動中の日本人女性3名を拘留した。木曜島の「千代吉」という人物が女性たちの渡航費を支払い、女性二人の親に80ドルを手渡していたという。さらに1897年、その行政官に証言した日本人女性「橋本うさ」によれば、彼女は長崎で小西と言う男に誘われ、他10名の女性とともに密航し、上海経由で香港に到着し、その後、彼女たちは木曜島に連れて来られ、現地の売春宿に売られたという：Sissions, “The Japanese in Australia, 34, デイビッドC.S. シンズ「1871年～1974年のオーストラリアの日本人」『移住研究』10（1974）、46頁（citing Queensland State Archives [QSA] 55/1C.S.O. 93/14648, COL A1/82297/15833）。1896年に木曜島を訪問した植民協会会員・辻謙之助によれば、同地には「醜業婦」が80数名おり、香港・シンガポールなどから来たという：「濠州木曜島の真珠貝と醜業婦の渡来」『読売新聞』1896年3月8日、3頁。

- 33) 名誉領事マークス、「第十二号」、1888年8月10日、『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。木曜島の佐々木重利によれば、周旋者や売買春女性は、香港・シンガポール・サンダカンなどで「賤業」をしていた人、オーストラリアの港町（ポート・ダーウィン、コサック、クックタウン、ケアンズ）などを経て木曜島に来た人が多かった：佐々木重利ほか、「追願」、1892年2月23日、『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。また佐々木によれば、香港在住の「西山由蔵」（筑前人）と「大高佐市」（長崎人）ほか3名が「広く海外ニ向テ売買セル大問屋」だったという：在南濠太利国クインズランド州日本人、「醜業婦女駆逐ノ件ニ付請願書」、1892年9月15日、『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。
- 34) 長崎・上海間の主な航路は、イギリスのP&O社（Peninsular and Oriental Steam Navigation Company）（1859年～）、フランスのMI社（Cie des Services Maritimes des Messageries Impariales）（1863年～）、三菱会社（1875年～）を提供した：片山邦雄、『近代日本海運とアジア』（御茶の水書房、1996年）、16～20頁。
- 35) 片山、『近代日本海運』、87、98～100、102頁。
- 36) 宮岡、『娼婦』、234頁；森崎和江、『からゆきさん』（朝日文庫、1980年）、25～27、45頁；山崎、『サンダカン』、149、150～51頁；森、『人身売買』、109頁；未央佐希子、『からゆきさん：明治の長崎発「東洋日の出新聞」からみえる』（長崎文献社、2020年）、29、51～55頁。その主な乗船港は、口之津・三池・長崎・茂木・土井首などがあった。1890年の「伏木丸」事件は、香港へ密航した男性1名・女性12名が死亡し、注目を集めた海難事故である：「密航男女の変死」『鎮西日報』1890年4月5日、2～6頁。
- 37) 例えば、ブルームで生まれたテレサ・チー（Teresa Chi）の語りによれば、彼女の

- 母親で元「からゆきさん」のヤエ (Yae) は、長崎出身で、親の決めた結婚相手を好まず、長崎から石炭船で密航したという：Jones, *Number 2 Home*, 164-67；ジョーンズ, 『第二の故郷』, 175～78 頁。
- 38) イースト・オーストラリア蒸気船会社は、香港・シンガポール・(バタヴィア)・ポート・ダーウィン・木曜島・クイーンズランド州諸港間を運行していた：“The Eastern and Australian Steamship Company,” *Sydney Daily Telegraph* (NSW), June 10, 1882, 6；“The Catterthun,” *Sydney Morning Herald* (NSW), Oct. 28, 1889, 8. チャイナ・ナビゲーション会社は、香港・ポート・ダーウィン・クイーンズランド州諸港間の航路を提供していた：“ARRIVED,” *The Australasian* (Melbourne, Vic.), Sept. 6, 1884, 30；“The S.S. Changsha,” *The Argus* (Melbourne, Vic.), Jan. 24, 1887, 6；“Shipping Reports : The S.S. Taiyuan,” *The Argus* (Melbourne, Vic.), Dec. 20, 1889, 9. 1894 年当時、木曜島に寄港していた蒸気船会社については、渡辺, 『濠州探検報告書』, 163～65 頁。
- 39) その主な汽船として、ランポート・ホルト社の「サラディン」(*Saladin*, 1886 年～)、西オーストラリア・スティーム・ナビゲーション会社の「オーストラリンド」(*Australind*, 1890 年～)、両社によって運行された「スルタン」(*Sultan*, 1894 年～) などがあった：“S.S. Australind,” *Albany Mail and King George’s Sound Advertiser* (WA), Nov. 3, 1886, 3；“SHIPPING,” *West Australian* (Perth, WA), Oct. 25, 1886, 2；“Arrival of the S.S. Saladin at Fremantle,” *Western Mail* (Perth, WA), Sept. 27, 1890, 8；“The Steamship Saladin,” *Inquirer and Commercial News* (Perth, WA), Sept. 12, 1890, 6；“The S.S. Sultan,” *Western Mail*, Dec. 12, 1894, 22.
- 40) 日本人を運んできた日本郵船の汽船は、「東京丸」(Tokio), 「山城丸」(Yamashiro Maru), 「二見丸」(Futami Maru), 「春日丸」(Kasuga Maru), 「ろせった丸」(Rosetta Maru) などである。日本人女性が到着した時期と人数の内訳は以下の通り：1897 年 7～12 月 (23), 98 年 1～3 月 (3), 98 年 4～12 月 (31), 99 年 1～3 月 (4), 99 年 4～6 月 (1), 99 年 7～9 月 (0), 99 年 10～12 月 (3), 00 年 1～3 月 (1), 00 年 4～6 月 (3), 99 年 7 から 9 月 (0), 99 年 10～12 月 (3), 00 年 1～3 月 (1), 00 年 4～6 月 (3), 00 年 7～9 月 (5), 00 年 10～12 月 (史料欠如), 01 年 1～3 月 (6), 01 年 4～6 月 (1), 01 年 7～9 月 (2), 01 年 10～12 月 (6)：Collector of Custom, “Return showing the number of Japanese who have arrived in Queensland,” Series 15, Box 44, PDS, NLA.
- 41) Immigration Restriction Act 1897, Sec. 3 (f), Government of Western Australia, Department of Justice, https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_9875_homepage.html, 2021 年 6 月 17 日アクセス。
- 42) Sissons によれば、1890 年代、日本人売買春女性がオーストラリアへの上陸を妨げられることはほぼなかったという：Sissons, “Karayuki-san,” Part II, 474. 1887 年 12 月、マックス領事が木曜島から日本人売買春女性 2 名を「追放」したと報告しているが、

それはあくまで彼の判断で行ったことであり、現地の政府に促されてのことではなかった：日本領事マークス、「醜業ヲ営ムノ目的ヲ以テ海外ニ密航ノ本邦婦女取締方
在メルボルン領事ヨリ具申ノ件」, 1887年12月13日, 『本邦不正業取締関係雑件』
4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。1897年, 香港の日本人宿屋経営者が, 旅券を持
たない日本人女性に対して「旅券なしに自由に上陸できる」木曜島に行くよう勧め
た, という記述もある：Regina Ganter, “The Wakayama Triangle: Japanese Heritage of
North Australia,” *Journal of Australian Studies* 23: 61 (1999): 57 (citing “29 November,
statement by Usa Hashimoto before Torigoro Satow and G Sugiyama, Thursday Island, and
8 November 1897 (1897) petition from her sister Oyaye conveyed through the Japanese in-
terpreter at Singapore to the Government Resident, Thursday Island,” QSA PRE/102), Na-
gata, “Gendering,” 65 (citing “Letter to Government Resident Thursday Island, 13 Decem-
ber 1897,” QSA PRV 11136). ちなみに, 1885年に外務大臣から各県知事へ旅券の発
給を厳格化するという通達があり, 結果として, 旅券を持たない人の「密
航」が1888~89年に長崎の港で増えた：Sissons, “Karayuki-san,” Part II, 485-86. こ
うしたなかで90年代, 旅券を必要としないクイーンズランド植民地は, 日本人売買
春女性の有力な上陸地になっていたと思われる。

43) Oharazeki, *Japanese Prostitutes*, Chap.3 *passim*.

44) Yuji Ichioka, “Ameyuki-san: Japanese Prostitutes in Nineteenth-Century America,” *Amerasia* 4: 1 (1977): 3-4.

45) 伊藤一男, 『北米百年桜』(1) (PMC出版, 1984年), 887頁; William M. Mason and John A. McKinstry, *The Japanese of Los Angeles* (Los Angeles: Los Angeles County Museum of Natural History, 1969), 8; *Sacramento Daily Union*, Oct. 7, 1885, 2, and Feb. 25, 1886, 4; *San Francisco Daily Alta California*, Feb. 24, 1886, 2, Mar. 5, 1886, 2, and Sept. 4, 1887, 1. 1891年に渡米した新井島吉は, 当時, シアトルで働いていた日本人売買春女性は「シンガポール, 香港方面から外国船の船長, 船員に誘われて密航したもの」と語っている：伊藤, 『北米百年桜』(1), 82頁。

46) Oharazeki, *Japanese Prostitutes*, 40-44.

47) 西オーストラリアにおける主な売買春関連法は, 1892年の西オーストラリア警察法 (Western Australian Police Act, 「一般的な売春婦」であること, 勧誘, 浮浪に対して罰金または禁錮刑を課す); 1892年の刑法修正法 (Criminal Law Amendment Act, 不道徳な目的のために女性を周旋することを罰する); 1895年の地方機構法 (Municipal Institutions Act) および1905年までに西オーストラリアの市町村で成立した条例 (売春宿主を罰することを目的とする); 1902年の警察法修正法 (Police Act Amendment Act, 「売春目的で地所を利用すること」および「売春による収入により直接的また間接的に生活する」者を罰する); McKewon, *Scarlet Mile*, 1, 12, 34-35; Davidson, “Prostitution in Perth and Goldfields,” 5-8; Police Act Amendment Act 1902, Government of Western Australia, Department of Justice, <https://www.legislation.wa.gov.au/>

legislation/statutes.nsf/law_a 5600.html, 2021年6月17日アクセス。

クイーンズランドにおける主な売買春関連法は、1851年の浮浪者取締法 (Vagrancy Act of 1851, 15 Vic. No. 4, 「不敬, 不品行, 卑猥……脅迫的, 暴力的, 侮辱的な」行為をする売春婦を罰する) ; 1868年の性病予防法 (Act of the Suppression of Contagious Diseases, 売春婦の登録・定期検診, 罹患者の専門病院での治療を義務付ける) ; 1897年のクイーンズランド刑法 (Queensland Criminal Code of 1897) ・231条 (売春目的の地所運営を罰する) ; 1911年の健康法修正法 (Health Act Amendment Act, 2 Geo. V, No. 26) ・条項 132A (医師に対して全ての性病罹患事例を総監に報告することを義務付ける) ・条項 132B (売春婦に対して定期検診を義務付けるための規則を制定する法的権力を総督に与える) ・条項 132E (売春目的の客引き, または公共の場所で無秩序なふるまいをした場合女性を浮浪者として罰する) : Enid Barclay, “Queensland’s Contagious Diseases Act, 1868- ‘the Act for the Encouragement of Vice’ and Some Nineteenth Century Attempts to Repeal It,” Part 1, *Queensland Heritage* 2 : 10 (1974) : 27 ; Evans, “‘Soiled Doves’,” 146, 148 ; Health Act Amendment Act of 1911 (2 Geo V, No 26), Australasian Legal Information Institute, http://www5.austlii.edu.au/au/legis/qld/hist_act/haaa019112gvn26261/, 2021年6月17日アクセス。

- 48) Frances, *Selling Sex*, 57 ; Mckewon, *Scarlet Mile*, 1, 5, 12-16 ; Raelene Davidson, “Dealing with Social Evil : Prostitution and the Police in Perth and on the Eastern Goldfields, 1895-1924,” in *So Much Hard Work : Women and Prostitution in Australian History*, ed. Kay Daniels (Sydney : Fontana/Collins, 1984), 168-69 ; Hunt, *Spinifex and Hessian*, 137 ; Evans, “‘Soiled Doves’,” 137 ; Sone, “Chapter 3,” 31-32 ; 曾根, 「第3章」, 40~41頁。
- 49) Kay Saunders, “Part Two : ‘The Black Scourge.’” in *Race Relations in Colonial Queensland : A History of Exclusion, Exploitation and Extermination*, eds. Raymond Evans, Kay Saunders, Kathryn Cronin (St. Lucia, Qld. : University of Queensland Press, 1993), 211-13.
- 50) 『毎日新聞』(横浜)によれば, 1894年, 木曜島には21名の日本人売買春女性が居住し, 「白人, マニラ人, 馬來, 印度, 濠州土着等何れの人種を拒まず引て客と為す」とある : 「濠州サーズデー島の近情のつづき」『毎日新聞』(横浜), 1894年1月6日, 2頁。『読売新聞』によれば, 1896年, 木曜島には日本人売買春女性が80名以上居住し「同島土人を顧客とし日々少からざる収益を得るの有様」とある : 「濠州木曜島の真珠貝と醜業婦の渡来」『読売新聞』1896年3月8日, 3頁。Soneによれば, 「(西オーストラリアの)日本人娼婦の相手はアジア人も西洋人もいたが, 顧客の大半は後者だった」という : Sone, “Chapter 3,” 31 ; 曾根, 「第3章」, 40頁。Francesによれば, 20世紀初頭のオーストラリア社会には, 有色人男性が白人女性に性的暴行を加えることに対する不安があり, 有色人男性に「性的はけ口」を提供する日本人売買春女性は, そうした問題の解決策と見なされていた : Frances, *Selling*

Sex, 75.

51) クイーンズランドについては, Frances, *Selling Sex*, 74-75; Evans, "'Soiled Doves,'" 139-41; Yuichi Murakami, "Civilised Asian: Images of Japan and the Japanese as Viewed by Australians from the Early Nineteenth Century to 1901" (Ph.D. thesis, University of Queensland, 1999), 168-69; Saunders, "Part Two," 213-14. 必要悪としての売春支持論は, 植民地政府高官だけでなく, 市町村の警察署長や白人住民にも共有されていた。例えば *Clipper* 誌によれば, 1897年, ケアンズ市議会における売買春関連法に関する議論のなかで, ケアンズ市長は「ポリネシア人とその他の外国人が多数いる町で, ジャップの婦人たちは白人女性の保護になっている」と述べ, 厳格な取り締まりに反対したという: "Japanese Brothels Up North," *Clipper* (Hobart, Tas.), July 5, 1897, 4. また同年, ケアンズで日本人売春宿を撲滅するよう市民グループが請願した際, 市長は以下の様に述べて反対した:「日本人女性が(売春婦としての)地位を得ていることは, 我々の人種(白人)の女性がそうした地位を得ているよりも1000倍望ましい」: *Morning Post* (Cairns), Sept. 9, 1897, 4.

Soneによれば, 西オーストラリア金鉱地域(カルグーリー)における警察の態度も同様だった: Sone, "Chapter 3," 36; 曾根, 「第3章」, 47頁。DavidsonとHuntによれば, 同州の金鉱地域社会では, 売春は必要悪という認識が一般的であり, 売春は白人よりも日本人によって行われる方が好ましいと考えられていた。またDavidsonとHuntは, 警察や一般住民が日本人女性について無関心だった理由として, 人種差別に加えて, 日本人女性がめだたず営業していたこと, 白人女性のかわりに男性たちの性的需要を満たしていたことを指摘する: Davidson, "Prostitution in Perth and Goldfields," 25; Hunt, *Spinifex and Hessian*, 125.

52) Queensland Commissioner of Police W. E. Parry-Okeden, "Memorandum," March 1899, in DSP, NLA, cited in Sissons, "Karayuki-san," Part II, 479, Evans, "'Soiled Doves,'" 139, Frances, *Selling Sex*, 75-76, Philippa Levine, *Prostitution, Race, and Politics: Policing Venereal Disease in the British Empire* (New York: Routledge, 2003), 238.

53) 白人女性に比べて日本人女性の売春は秩序立っているという認識は, ケアンズの新聞記事や政治家・行政官の発言にも見られた。例えば1897年, 日本人売春の取締りを求める市民の請願に対し, *Morning Post* の社説は, 「墮落した, 荒々しい白人女性が日本人の地位を奪うことを望むのだろうか?」と取締りに反対している: "The Japanese Question," *Morning Post* (Cairns), July 22, 1897, 2, cited in Murakami, "Civilised Asian," 169. 同様に, ケアンズ市議会議員の一人は「オーストラリアの白人は, 自分たちのモラルを見直せば, ひどい騒音を出す点で, 日本人売春婦のそれよりひどいことがわかるだろう」と述べた: "Cairns Municipal Council," *Morning Post* (Cairns), Sept. 9, 1897, 4. 北部開拓地域・西オーストラリア金鉱地域でも, 同様の認識が行政官や旅行者の記述に見られた: Albert Frederick Calvert, *My Fourth Tour in Western Australia* (London: Heinemann, 1897), 249; Jones, *Number 2 Home*, 48; ジョーンズ,

『第二の故郷』, 47~48 頁; McKewon, *Scarlet Mile*, 19; Hunt, *Spinifex and Hessian*, 125. Sissons は「ウィンダムからカルグーリー, 木曜島からブリスベンにいたるまで, (日本人売買春)は良く運営されているという一般的なコンセンサスがあったようだ」と書いている: Sissons, “Karayuki-san,” Part II, 480.

日本人売買春が管理しやすかった理由として, 騒音を出さないことのほかに, 日本人売春宿が, 売春関係法の適用を免れるため, 表向きには一般商店(商店, 洗濯屋, 下宿屋など)として経営していたということがあった: ケアンズやブンダバーグの事例については, Sissons, “Karayuki-san,” Part II, 480, 484. カルグーリーの事例については, McKewon, *Scarlet Mile*, 31; シドニー領事館書記生相羽恒次, 「西濠州各地在留本邦人ノ状況」, 1901年11月21日, 『タウンズヴィル・シドニー領事館報告書』6.1.6.29, 外交史料館所蔵。

さらに, 日本人売買春が黙認された要因として, 日本人女性が性病予防対策をしていたという指摘もある。例えば Sone によれば, 西オーストラリアの日本人女性たちは性病予防のために洗浄などを励行しており, それが彼女たちの「職業意識の高さ」として評価されたという: Sone, “Chapter 3,” 33; 曾根, 「第3章」, 44 頁。パースやカルグーリーの警察記録を調べた Davidson によれば, 日本人はその「静かさ, 上品なマナー, 見えにくさ」で評判が良く, 警察は日本人を「理想的な」娼婦と見なし, 警察はハラスメントもしなかった。日本人と同様に, フランス人女性も無秩序や飲酒で逮捕されたという記録はほとんどなかったという。フランス人女性のなかには毎週検査を受け, 検査証をベッドルームに掲示していた人もいたという。逆に, イギリス系女性は最も「忌々しい」と見なされ, よっぽらいで病気にかかっているという評判だった: Davidson, “Prostitution in Perth and Goldfields,” 141-43; Frances, *Selling Sex*, 54, 56.

イギリス史における「帝国」と売春の関係を考察した Levine や Hingham の研究によれば, その他のイギリス植民地(ボンベイや香港など)の警察や官吏の間でも, 日本人が清潔で秩序だっているという評判があった: Levine, *Prostitution*, 206; ロナルド・ハイナム, 『セクシュアリティの帝国: 近代イギリスの性と社会』(柏書房, 1998年), 121, 187, 197 頁。この問題については, 今後, 比較検討したい。

- 54) カルグーリーのハンナン街(Hannan-street)では, 騒音・家庭生活への悪影響・地価の低下などの問題に対し, 住民から日本人売春宿に対する批判が起きた: “A Disgrace to Kalgoorlie,” *Kalgoorlie Miner*, July 28, 1896, 2; “Japanese in Kalgoorlie,” “A Disgrace to Kalgoorlie,” *Kalgoorlie Miner*, July 29, 1896, 2; “The Japanese in Kalgoorlie,” August 4, 1896, *Kalgoorlie Miner*, 2, cited in McKewon, *Scarlet Mile* 30, Frances, *Selling Sex*, 56; “To the Editor,” *Kalgoorlie Western Argus*, July 30, 1896, 9; “A Disgrace to Kalgoorlie,” *Kalgoorlie Western Argus*, July 30, 1896, 9. 北西部の開拓地域では, 日本人売春宿を廃止させる運動は起こらなかったが, 日本人売春宿で騒ぎを起こすヨーロッパ系の客に対するクレームは出された: “Local Notes,” *North Australian*

- (Darwin, NT), Jan. 5, 1889, 3; “Albany Town Council,” *Albany Advertiser* (WA), Jan. 6, 1898, 3; *Northern Public Opinion*, Dec. 21, 1900, cited in Hunt, *Spinifex and Hessian*, 125-26.
- 55) 1851年から60年代にかけて金鉱の発見が相次いだ南部のヴィクトリアやニュー・サウス・ウェールズなどで反中国人運動が高まり、その後70年代に金鉱が見つかったクイーンズランドでも同様の運動が起きた。西オーストラリアでも80・90年代に金鉱が発見されたが、法律により中国人は既に採掘業に従事することができなかったので、同植民地の中国人人口は増えなかった：Sing-Wu Wang, “Chinese Immigration 1840s-1890s,” in *The Australian People: An Encyclopedia of the Nation, Its People and Their Origins*, ed. James Jupp (Cambridge: Cambridge University Press, 2002), 199-200, 202-203. 北西部の町では、1890年代、小売業に進出する中国人や日本人に対して、小規模の反対運動が起きた：Hunt, *Spinifex and Hessian*, 28. 領事館書記生・相羽常次によれば、1900年10月、西オーストラリア・パースで日本人労働者の雇用に反対する集会が開かれたという：シドニー領事館書記生相羽恒次、「西濠州各地在留本邦人ノ状況」、1901年11月21日、『タウンズヴィル・シドニー領事館報告書』6.1.6.29, 外交史料館所蔵。
- 56) Frances, *Selling Sex*, 59; Sone, “Chapter 3,” 33; 曾根, 「第3章」, 43頁。1897年の移民法 (sec. f.) で売買春女性の入国が禁じられている：Immigration Restriction Act 1897, *Government of Western Australia*, https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_9875_homepage.html, 2021年6月17日アクセス。
- 57) 例えば、オーストラリア労働党議員ブラウン (William Browne, Labor member for Croydon) は低賃金でよく働く日本人労働者および日本人売買春をアジア人の脅威と見なし移民制限を主張した。しかし、Murakamiによれば、ネルソン首相 (Hugh Nelson) や主要な新聞は日本人移住制限の案には賛同していなかった：Murakami, “Civilised Asian,” 153-54, 157.
- 58) 竹田によれば、1890年代のオーストラリア植民地では、白豪主義の高まりとともに連邦制の成立が求められたが、西オーストラリアとクイーンズランドはこうした全体の動きとは一線を画していた。前者は97年の移民制限法制定まで中国人の移住を制限せず、後者は日英通商航海条約に加盟し、日本人移民を制限しなかった：竹田いさみ『物語オーストラリアの歴史：多文化ミドルパワーの実験』（中央公論新社, 2000), 86~87頁。Murakamiによると、90年代のクイーンズランドでは、日本人労働者の数も少なく、一般社会や植民地議会では、日本人が定住する可能性については懸念されたが、中国人に対するほどの反発は起きなかったという。また、日清戦争で日本が勝利したことにより同植民地で日本人反対運動が強まったということもなかった。さらに、1894~98年の間に、クイーンズランドの対日輸出額は£704から£32,794に増加し、輸入額も£7,932から£26,642に増加した。90年代後半、ほかの植民地で有色人移民制限法が提出され成立していくなかで、クイーンズランド

政府は限られた数の日本人労働者の移住は認めていた：Murakami, “Civilised Asian,” 139-40, 142-55, 161-66, 173, 198.

- 59) 1890年代の北西部における日本人売買春について調査した Hunt は、「(日本人女性)のサービスがアジア系のそしてヨーロッパ系の労働者の生活を快いものにし、結果として「日本人売買春女性は北部経済の発展に不可欠なサービスを提供した」と主張する：Hunt, *Spinifex and Hessian*, 137.
- 60) イギリスにおける伝染病法の成立と廃止に至る一連のプロセスについては、Judith R. Walkowitz, *Prostitution and Victorian Society: Women, Class, and the State* (Cambridge: Cambridge University Press, 1983). イギリス海外植民地（香港・海峡植民地・インド・フィジーなど）における伝染病法の適用や議論については、Levine, *Prostitution*. イギリス海外植民地では、白人と有色人の性的関係（または異人種間結婚）が植民地の権力関係を崩壊させる危険があると考えられ、注意深く管理された。売買春においても、有色人種の客を相手にするのは有色人種の女性であり、白人女性は有色人種を相手にしなかった（したらイギリスの名誉を傷つける者として見下された）。クイーンズランドでも同じメカニズムが機能しており、メラネシア人と白人女性の性的関係が危惧され、彼らを客にとる日本人女性が重宝された。当時、クイーンズランドでは、性病の脅威が医者・政治家により強く意識されており、白人市民の健康を守るために性病予防法（1868年）が成立したが、それは白人社会内部でのみ機能していた。その目的は、騒ぎを起こす白人売買春女性を管理し、白人客（と市民）に性病が蔓延するのを防ぐため、適用の対象は白人女性のみだった。しかし、実際に登録された女性の数は少なく、適用を逃れて移動する女性もいた。現地警察としては、女性が騒ぎを起こさず、人種間の境界線が保たれ、現地社会が秩序立っていればあえて処罰する必要はなかった：Levine, *Prostitution*, 22, 41-42, 52, 57, 78, 101, 205-7, 211-12, 231-40, 244.
- 61) Evans, “‘Soiled Doves’,” 141. Barclay によれば、予防法成立の要因として、1) 植民地議会議員の大半が性病予防法の効果について肯定的な見方を持っていたこと、2) 性病は外国人が性病を持ち込むと医者たちが思い込んでいたこと、などがあった：Barclay, “Queensland’s” Part I, 28-31. こうした認識は、その他のイギリス植民地の官吏にも共有されていた。例えばフィジーでは、知事たちが性病予防法の維持を主張した理由として、現地の有色人間での高い性病罹患率があったという。しかし、予防法が必要な理由は地域によっても異なることに留意する必要がある。例えば香港や海峡植民地では、アジア人女性を雇用主の暴力や搾取から守るために性病予防法の必要性が主張された：Levine, *Prostitution*, 92-93, 97-102.
- 62) Barclay によれば、クイーンズランド植民地で予防法が適用されたのは、1868年時点でプリズベン、1869年にロックハンプトンとメアリーバラ（Maryborough）が加わり、1876年にクックタウンが加わり、1884年時点では、これら4都市で有効だった。1911年、プリズベン、サウス・プリズベン、ハミルトン（Hamilton）、イサ

カ (Ithaca), トウウォング (Toowong), ウインザー (Windsor), バルモラル (Balmoral) で予防法が廃止となる (ロックハンプトンでは有効) : Barclay, "Queensland's" Part I, 31, Part II, 21, 27. 日本人売買春女性の存在が確認された町 (チャーターズ・タワーズ, ケアンズ, カードウェル, ケネディ, サマセット [木曜島], タウンズビル) は, 予防法が適用された市町村に含まれていない。1902年, 木曜島でもダイバーたちの性病罹患率の高さから, 予防法の必要性が主張されたが, 費用の問題があり成立に至らなかった : Barclay, "Queensland's" Part II, 31-32. 1869~1911年の時期には, 人道的立場から法律に反対する市民や団体もあったが, 政治家・警察・医者の多数派は, 性病予防の効果と隔離病院の必要性を認識していた : Barclay, "Queensland's" Part II, 22-25. Evans や Frances も, 予防法は植民地全体に適用されたが, 費用や施設の不足などにより, 実際に運用されたのはブリスベンと中央・北部の地方都市のみで, この適用を受けた女性は少数だったと述べている : Evans, "Soiled Doves," 142-43, Frances, *Selling Sex*, 159. イギリスの常駐軍部隊は1870年までにオーストラリアから撤退していたので, クイーンズランドの予防法が市民を対象にしていたことは明らかである : Levine, *Prostitution*, 286.

63) Davidson, "Prostitution in Perth and Fremantle," 30-31, 32-37. 西オーストラリア各地では, 1895~1904年の時期, 女性団体・宗教団体等が売春黙認政策を批判したが, 議会では売春管理の方策についての意見が割れており, 植民地政府はみずから行動を起こそうとしなかったため, 警察は騒音や目立つ客引きを予防しながら黙認の姿勢をとり続けた : Davidson, "Prostitution in Perth and Fremantle," 26-45. その後, 1909年に性病蔓延防止のため性病予防法を導入すべきかという議論が起きたが, 女性団体・宗教団体などの反対により, 11年の健康法 (Health Act) に加えることは見送られた。一方, 1890年代から自主的に性病検査を受ける女性は存在したが, 性病に罹患したと思われる女性を投獄する慣習ができたのは, 金採掘ブームが終わった1904年以降のことだった。第一次大戦中に性病が増え始めると, 警察が売買春女性に定期検診を受けさせるようになった : Davidson, "Dealing with Social Evil," 174-76; King, *Daughters of Midas*, 80.

64) Sone, "Chapter 3," 33; 曾根, 「第3章」, 44頁; Frances, *Selling Sex*, 59. Warren によれば, シンガポールの日本人売春宿では, 性交の前に, 女性が客を検査していたという : James Francis Warren, *Ah Ku and Karayuki-San : Prostitution in Singapore, 1870-1940* (Singapore : Ford University Press, 1993), 283, n.69, 394-97.

65) 林葉子『性を管理する帝国 : 公娼制度下の「衛生」問題と娼婦運動』(大阪大学出版会, 2017年), 213頁。

66) 病気で亡くなる日本人女性を看取った看護師の文言がある : Arthur H. Garnsey (Ann Stafford Bird), *Scarlet Pillows : An Australian Nurse's Tales of Long Ago* (Carlisle, WA : Hesperian Press, 2009 [1984]), 65, cited in Sone, "Chapter 3," 33, 曾根, 「第3章」, 44頁, Frances, *Selling Sex*, 59. Frances によれば, 1900年, ケアンズの日本人売買春女性の間

- で梅毒罹患が報告されたという：Frances, *Selling Sex*, n.28, 302 (citing QSA COL/A934, 11/10972). ケアンズの医師は1907年、梅毒と淋病の蔓延を日本人売買春女性によるものと報告している：Barclay, “Queensland’s,” Part II, 26, n.81 (citing “Dr. C. C. Baxter-Tyrie, Government Medical Office, Cairns to Home Secretary, 28 September 1907,” QSA COL/A934, in-letter 10525 of 1908 filed with in-letter 10972 of 1911).
- 67) ブルームの日本人墓地には現地で亡くなった日本人女性の墓石があるが、Soneの調べでは、女性のなくなる年齢は21～28歳だった：Sone, “Chapter 3,” 34；曾根, 「第3章」, 44頁。女性たちの死亡理由は、年齢を考えると老衰ではないので、病気・自殺・他殺などだったと推測される。シンガポールや香港では、1890年代に売買春女性の強制検診と登録が廃止されたが、その後性病が蔓延した：Warren, *Ah Ku and Karayuki-San*, 130-33；John M. Carroll, *A Concise History of Hong Kong* (New York：Rowman & Littlefield, 2007), 57.
- 68) ブルームに初めて日本人医師が来たのは1910年だった。それまではヨーロッパ系の医師しかおらず評判は悪かった：Jones, *No.2 Home*, 76, 113；Frances, *Selling Sex*, 58. Sissonsによれば、木曜島では1895年、公式に登録はされなかったが、地方行政官に依頼された杉田玄作医師が同地の日本人居住者たちを診察したという：『殖民時報』No.96, 11-18, cited in Sissons, “The Japanese in Australia,” 26；シソンズ, 「1871～1946年」, 41頁。またSissonsによれば、1903年に日本人医師が語学試験の特別免除証明書により入国を許可され、数年間滞在したという：Sissons, “The Japanese in Australia,” 25, n.52；シソンズ, 「1871～1946年」, 41頁 (citing Commonwealth Archives Office [CAO, now National Archives of Australia] A70 Subject Index：‘Japan’-item 11/14373).
- 69) Oharazeki, *Japanese Prostitutes*, 84-88.
- 70) 1899年の『読売新聞』記事は、サンフランシスコで「醜業」を強いられた女性が書いた手紙が発見されたと報じている。その手紙によれば、彼女とともに働いた女性二人が「梅毒性の子宮病」で死亡したという：「少女の血涙」『読売新聞』1899年6月24日, 4頁。料理屋の酌婦が性病に罹患していることを伝える医師のコメントとして, Exhibit 18, “Statement of Dr. Tatsemaru [sic] Uyematsu,” October 27, 1907, in Case File 51701/2A, Investigation of A. H. Geffeney (I.S.), 1907, September-October 1907, included in Alan Kraut, *Records of the Immigration and Naturalization Service, Series A: Subject Correspondence Files, Part 5: Prostitution and “White Slavery,” 1902-1933* (Bethesda, Md.: University Publications of America, 1966), Reel 1. 性病に罹患した売買春女性の一例として, 「四千弗儲けた憐れな女」『新世界』1910年8月15日, 3頁。
- 71) Levineによれば、クイーンズランド官憲は日本人売買春女性を「順応性」(malleability)が高く「小ざれいで整然である」(“clean and tidy”)と評していた：Levine, *Prostitution*, 206, n.42, 386.
- 72) 合衆国では1990年代以降, 「第三派」フェミニズムの視点から女性のセクシュア

リティを見直す新たな試みが増えた。例えば、Rebecca Walker, ed., *To Be Real: Telling the Truth and Changing the Face of Feminism* (New York: Anchor Books, 1995); Merri Lisa Johnson, ed., *Jane Sexes It Up: The Confession of Feminist Desire* (New York: Four Walls Eight Windows, 2002). 女性の視点から売春の再解釈を提唱する実証主義的な研究も、社会学や人類学の分野で増えている。例えば、Laura Maria Agustin, *Sex at the Margins: Migration, Labour Markets and the Rescue Industry* (New York: Zed Books, Ltd., 2007); Ronald Weitzer, *Legalizing Prostitution: From Illicit Vice to Lawful Business* (New York: New York University Press, 2012). 日本語文献では例えば、SWASH 編『セックスワーク・スタディーズ: 当事者視点で考える性と労働』(日本評論社, 2018年)。また近年、ケアワークなどの「親密性の労働」(intimate labor) という概念が注目されており、そうした視点にもとづく売買春や接客業に関する研究も行われている: Eileen Boris and Rhacel Salazar Parrennas eds., *Intimate Labors: Cultures, Technologies, and the Politics of Care* (Stanford: Stanford University Press, 2010); Rhacel Parrennas, *Illicit Flirtations: Labor, Migration, and Sex Trafficking in Tokyo* (Stanford: Stanford University Press, 2011); Kimberly Kay Hoang, *Dealing in Desire: Asian Ascendancy, Western Decline, and the Hidden Currencies of Global Sex Work* (Berkeley: University of California Press, 2015). 日本語文献として、落合恵美子・赤枝香奈子編『アジア女性と親密性の労働』(京都大学学術出版会, 2012年)。

73) 在南濠太利国クインスランド [ママ] 州日本人, 「醜業婦女駆逐ノ件ニ付請願書」, 1892年9月15日, 『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。

74) この女性の文言を分析した Mihalopoulos は「(オーストラリアで売春に従事する) 日本人女性たちの視点では、性労働は労働の一形態であり、何よりも、彼女たちの家父長的世帯(島原や天草の実家)の維持と存続に貢献するものだった」と書いている: Bill Mihalopoulos, "Ousting the 'Prostitute': Retelling the Story of the Karayuki-San," *Postcolonial Studies* 4:2 (2001): 183; Mihalopoulos, *Sex in Japan's Globalization, 1870-1930: Prostitutes, Emigration and Nation-Building* (London: Pickering & Chatto, 2011), 34.

75) 「二醜業婦の豪遊」, 『朝日新聞』, 1903年3月25日, 5頁。

76) Yasuo Wakatsuki, "Japanese Emigration to the United States, 1866-1924: A Monograph," *Perspectives in American History* 12 (1979): 449-50.

77) 例えば1896年、モンタナ州ビュートの鉱山地域で売春に従事した静岡出身のある女性は、売春による収入の一部を実家に送金したが、女性の郷里を調査した警察署巡査は、女性の送金により貧しかった女性の父親が「近來メツ切り身代ヲ見直シ」, 現在は「一見スルモ先相当ノ農家ト認ム」と報告している: 巡査部長巡査川崎松太郎, 「内定書」, 1896年6月20日, 『海外渡航関係雑件』3.8.2.49, 第1巻, 外交史料館所蔵。さらに、1911年, 『新世界』新聞によれば、連邦政府により逮捕され、サンフランシスコから強制送還された日本人売買春女性たちの一人は、合衆国に滞在

- している間に実家へ送金し、弟の大学進学を支えていたという：「送還されたる醜業婦」『新世界』, 1911年1月13日, 3頁。
- 78) 1899年, 19名の女性をシンガポールから西オーストラリア・クールガーディの売春宿主の下に送り届けた周旋者・村岡伊平治の自伝によれば, 当時, 同地方の「奥地」では, 日本人女性「おそめ」と「おなつ」が2名ずつ女性を引き連れ, テントを担いで移動しながら売春を行っており, 各自3,000~4,000円所持していたという：村岡, 『村岡伊平治自伝』, 67頁。
- 79) 1890年代後半, オーストラリア北西部のコサックで売春宿を経営していた日本人女性3名（「かたさん」・「おはな」・「きく」）に関する新聞記事がある。「かたさん」については, *The Nor'-West Times and Northern Advocate* (Roebourne, WA), Feb. 18, 1893, Jan. 8, 1894, Dec. 30, 1893, Feb. 18, 1893, Jan. 8, 1894。「おはな」については, *Northern Public Opinion and Mining and Pastoral News* (Roebourne, WA), Jan. 29, 1898, Dec. 17, 1898, May 21, 1898, Feb. 25, 1899, Mar. 4, 1899, Sep. 16, 1899, Sep. 23, 1899。「きく」については, *ibid.*, Sep. 19, 1896, Dec. 12, 1896, cited in Hunt, *Spinifex and Hessian*, 130-34, 139-40。
- 80) Jones, *Number 2 Home*, 128；ジョーンズ, 『第二の故郷』, 131, 134頁。
- 81) Jones, *Number 2 Home*, 133-35；ジョーンズ, 『第二の故郷』, 140~42頁。
- 82) Oharazeki, *Japanese Prostitutes*, 90-91, 120, 192。
- 83) Oharazeki, *Japanese Prostitutes*, Chap. 4 *passim*。
- 84) 先行研究では, 日本人売買春女性が人種差別主義者による暴力の被害を受ける, 病気で亡くなる, 愛人に銃で撃たれる, 殺害される, 自殺する, 白人男性に性的暴行を受ける, などの事例が検討されてきた：Garnsey, *Scarlet Pillows*, 64-65；Sissons, “Karayuki-san,” Part II, 482；Hunt, *Spinifex and Hessian*, 128-30, 134-37；Frances, *Selling Sex*, 46, 58-59；McKewon, *Scarlet Mile*, 29, 30, 31-33。
- 85) 先行研究でも指摘されてきたが, 海外の日本人売買春女性は郷里へ多額の送金をした。森によれば, 第二次世界大戦以前, 天草女性の年間送金額は200,000円もあったという：森, 『人身売買』, 212頁, cited in Sissons, “Karayuki-san,” Part I, 337, Frances, *Selling Sex*, 53-54。また, 第一次大戦以前, 長崎郵便局が南洋の売買春女性たちから受け取った年間総金額は200,000円を超えていたという記述もある：南洋及日本人社『南洋の五十年：シンガポールを中心に同胞活躍』（南洋及日本人社, 1937年）, 155頁。オーストラリアの日本人売買春女性からの送金に関する記述もある。例えば, 1906年8月, 長崎の新聞『鎮西日報』によれば, 長崎県南高来郡三会村のある女性は, 13年前に密航してオーストラリアに渡り, 十数年「醜業」を営み, 実家の兄に4,500円送金し, さらに自分で10,000円以上を貯蓄していたという：「成功せる醜業婦」, 『鎮西日報』1906年8月25日, 3頁。またJonesによれば, 1896年にブルームにきた女性は, 実家の兄に送金をしていたという：Jones, *Number 2 Home*, 168-69, ジョーンズ, 『第二の故郷』, 180頁。オーストラリアで売春した場合, 収

- 入はほかの場所より高かった可能性もある。例えば、1896年5月の *Japan Weekly Mail* 記事によれば、日本人売買春女性の月収はオーストラリアで400円、インドで200円、シンガポールで120円、香港で100円だったという：*Japan Weekly Mail*, May 3, 1896, 609, cited in Sissons, "Karayuki-san," Part I, 323; Frances, *Selling Sex*, 53.
- 86) 1850年代以前にオーストラリアへ移送された囚人は約160,000名だった：S. Nicholas and P. R. Shergold, "British and Irish Convicts," in *The Australian People*, 16. アイルランド人の囚人は、1791～1867年の間に、約40,000名（全体の1/4）が輸送された：Bob Reece, "Irish Convicts," 447. 非アングロ・非ケルト人は4,230名のみで、内訳は、2,430名が白人、780名が非白人、900名がイギリス生まれのユダヤ人、120名がイギリス生まれの黒人だった：Nicholas and Shergold, "British and Irish Convicts," 22.
- 87) A. Martin, "Immigration Policy before Federation," in *The Australian People*, 39-40.
- 88) ゴールドラッシュ期（1851～60年）、イギリス・アイルランドからの移住者は約500,000名（イングランドから300,000名、スコットランドから100,000名、アイルランドから84,000名）で、補助移民がその36%だった（イギリス人移住者の25%、スコットランド人移住者の51%、アイルランド人移住者の58%）。イギリス・アイルランド以外では、中央ヨーロッパから60,000名（20,000名がおそらく現在のドイツに当たる地域から）、中国から42,000名、ニュージーランドと南太平洋地域から各5,000名がオーストラリアに移住した：Martin, "Immigration Policy before Federation," 35, 36, 38.
- 89) Martin, "Immigration Policy before Federation," 42.
- 90) Martin, "Immigration Policy before Federation," 42. クイーンズランド植民地は、移住者を誘致するため、1860年に土地法を成立させ、自費で植民地に移住した者に対して土地を与える制度を開始した。この制度は75年に廃止となり、70・80年代は、従来の補助金制度（植民地の官吏に選ばれた者、あるいは居住者によって推薦された者に対して渡航費の一部を補助する）による移住が大半になった Martin, "Immigration Policy before Federation," 43-44.
- 91) James Jupp, *The English in Australia* (New York: Cambridge University Press, 2004), 110.
- 92) 1840～90年代、約100,000名の中国人がオーストラリア植民地へ移住した：Wang, "Chinese Immigration 1840s-1890s," 197.
- 93) 有名な暴動は、ヴィクトリア植民地バックランド・リバーの暴動（1857年）、ラミング・フラットの暴動（60-61年）などがある。ヴィクトリア植民地政府は、中国人入国者に対して人頭税（55年）・居住税（57年）を課した。ニュー・サウス・ウェールズ植民地政府も同様の人頭税（61年）を課した（67年に廃止）：Wang, "Chinese Immigration 1840s-1890s," 202.
- 94) クイーンズランド植民地では、1873年にパルマー・リバーで、76年にホジキンソ

ン・リバーで金鉱が発見された後、中国人が増えた。同植民地では、50～60年代のヴィクトリアおよびニュー・サウス・ウェールズと同様、白人鉱山労働者などによる中国人排斥運動が高まった。金鉱における中国人の活動を制限するため、植民地政府は76年に鉱山採掘ライセンス料を引き上げ、77年に中国人移民制限法を成立させ、中国人の入国者を船舶積載量10トンにつき1人とし、入国時に人頭税10ポンド払うことを義務付けた（3年以内に植民地を去れば返金される）。78年に鉱山法改正法（Gold Fields Act Amendment Act）が議会で批准され、3年以上採掘された土地でないと中国人は採掘できないことになった。83年には人頭税が20ポンドに引き上げられ、91年までには、アジア系とアフリカ系は鉱山地域で土地をリースできなくなる。98年までには、金鉱地域での中国人の活動は厳しく制限され、ヨーロッパ人が放棄した土地で残された金を探す程度のことしかできなくなった：Kathryn Cronin, “Part Three: ‘The Yellow Agony’,” in *Race Relations in Colonial Queensland: A History of Exclusion, Exploitation and Extermination*, eds. Raymond Evans, Kay Saunders, Kathryn Cronin (St. Lucia, Qld.: University of Queensland Press, 1993), 262-63, 268-71; Wang, “Chinese Immigration 1840s-1890s,” 203.

- 95) 金が掘りつくされると、中国人のなかには都市部に移動して小規模ビジネスを始めたり、農業に従事する人が増えた。1870年代以降、家具製造業に従事する中国人が増えると、メルボルンなどで白人労働者による反中国人集会が開かれた。シドニーでは78年、蒸気船会社が中国人の雇用を試みると、白人組合がそれに反対するストライキを起こした：Wang, “Chinese Immigration 1840s-1890s,” 199-200, 202-203；藤川隆男, 「オーストラリアとアメリカにおける中国人移民制限」, 柴田三千雄ほか編『世界の構造化（シリーズ世界史への問い）』（岩波書店, 1991年）, 312～15頁。
- 96) クイーンズランドにおけるメラネシア人労働者の導入（1863～1901年の間に59,000名）の是非をめぐる議論については, B. H. Molesworth, “Kanaka Labour in Queensland, 1863-1871,” *Journal of the Royal Historical Society of Queensland* 1:3 (1917): 140-43.
- 97) クイーンズランドでは、1890年代に日本人契約労働者が増え、移民制限を求める白豪主義者もいたが、日本人労働者に対する評価はおおむね好意的で、日本人を雇用する真珠貝採取船主や砂糖農園経営者は移住制限に反対し、植民地政府も日本人排除の求めに応じなかった：Murakami, “Civilized Asian,” 166, 170.
- 98) Markus, *Australian Race Relations*, 58；藤川, 「オーストラリアとアメリカ」, 296, 304～305頁。ただし、1850年代のオーストラリアでは、同時期のカリフォルニアと異なり、奴隷制が存在せず、そうした制度に馴染みのないイギリス出身の移住者の間では、金鉱に来る労働者はみな平等に扱われるべきであるという考え方が普及しており、中国人に対するあからさまな暴力は刑事起訴の対象となった。一方、奴隷制がまだ存在していた当時の合衆国では、有色人に対する差別が社会システムと法制度に組み込まれていた。例えば、合衆国憲法では中国人の帰化権は認められてお

らず、カリフォルニア州の法律では中国人が白人と結婚する権利や法廷で白人に対して発言する権利は制限されていた：Markus, *Australian Race Relations*, 60-67；藤川, 「オーストラリアとアメリカ」, 300~302 頁；John Fitzgerald, *Big White Lie: Chinese Australians in White Australia* (Sydney: University of New South Wales Press, 2007), 30, 33-34, 37-38.

- 99) もともとオーストラリア社会には、中国人が「苦力」であるという認識はなかった。これが1870・80年代に生まれてきた要因として、1) クーンズランドで増えた有色人種者（アジア人・メラネシア人）と彼らの劣悪な労働形態に対する白人労働者の不安と恐怖、2) 都市部（メルボルン、シドニー、ブリスベンなど）で生じた中国人と白人の雇用における競合、3) カリフォルニアにおける中国人「苦力」に反対する運動や社会進化論にもとづく人種観の影響、などが先行研究で指摘されてきた：Mae M. Ngai, “Chinese Gold Miners and the ‘Chinese Question’ in Nineteenth-Century California and Victoria,” *Journal of American History* 101: 4 (2015): 1101-2, 1103, 1105；Markus, *Fear and Hatred*, 154；Markus, *Australian Race Relations*, 75-82；Fitzgerald, *Big White Lie*, 36-37, 38-39；Cronin, “Part Three,” 260, 294.
- 100) Markus, *Fear and Hatred*, 126-27, 129；Markus, *Australian Race Relations*, 81-82；Cronin, “Part Three,” 295, 298. ただし、カリフォルニアと異なり、オーストラリアの植民地では異人種間結婚を禁じる法律はなく、例えば1866~80年のヴィクトリア植民地では、250組の中国人男性とヨーロッパ系女性の結婚が記録されている：Markus, *Fear and Hatred*, 258-59.
- 101) Saunders, “Part II,” 149-50, 155-56, 161, Chap. 4-6 *passim*；村上雄一「19世紀末から20世紀初頭の白豪主義と北部豪州の日本人労働者」『行政社会論集』27: 4 (2015), 73 頁。
- 102) Roger Daniels, *Coming to America: A History of Immigration and Ethnicity in American Life* (New York: Perennial, 2002), 68.
- 103) Daniels, *Coming to America*, 62.
- 104) Department of Interior, *Twelfth Census of the United States*, 1900, vol. I, 486.
- 105) Daniels, *Coming to America*, 123-24.
- 106) 藤川, 「オーストラリアとアメリカ」, 304~305 頁。
- 107) Ngai, “Chinese Gold Miners,” 1097, 1099.
- 108) ちなみに日本人女性の合衆国への移住は1908年以降も許可され、10年代には二世の子供が誕生し人口も増えた。しかし24年に帰化不能外国人（aliens ineligible for citizenship）の入国を禁じる移民法が成立すると、帰化権を持たない日本人の移住は停止する。南アジア人も23年の連邦裁判所判決で帰化権を否定されたので、24年以降入国できなくなった。フィリピン人は合衆国領土からの移住者として移住制限はなかったが、34年にタイディング・マクダフィー法（Tydings-McDuffie Act, 10年後にフィリピンの独立を認める）が成立し、フィリピン人の移住者は年50人に制

限された。

- 109) オーストラリアの砂糖産業で雇用される有色人は、8,952名(1905年)から1,383名(1912年)に激減する。日本人については、1892~1902年の間に、3年契約の労働者2,651名がオーストラリアに入国したが、1911年までに砂糖産業で働く日本人は357人になっていた：村上「19世紀末から」、73~75頁；Sissons, “The Japanese in Australia,” 6-7；シンズ, 「1871~1946年」, 31頁。また Affeldt によれば、砂糖産業から有色人労働を排除し、白人労働によって代替される体制が成立するには、白人労働者の待遇が改善し、砂糖産業が白人労働者と白人消費者によって担われる「白人の産業」として思想的に再構築される必要があった。こうしたなかで、20世紀初頭のクイーンズランドでは、白人によって栽培された「白い砂糖」を消費する責務を訴えるキャンペーンが行われた：Stefanie Affeldt, “The Burden of ‘White’ Sugar: Producing and Consuming Whiteness in Australia,” *Studia Anglica Posnaniensia* 52: 4 (2017): 446-47, 459.
- 110) 1902年以降も真珠貝採取業では有色人の雇用が許可され(オーストラリア全体で4,000人程度)、日本人労働者も入国を許可された。真珠貝採取業で働く日本人契約労働者は、1913年の時点でブルームに1,166名、木曜島に574名いた：村上、「19世紀末から」、71~72, 76~80頁。
- 111) 1901年以前に入国した外国人は、識字テストが免除され再入国できたが、過去に売春を行ったことが判明した場合には再入国が難しくなった。事例として、日本人女性「おやす」の裁判がしばしば紹介されてきた：Frances, *Selling Sex*, 59-60；Sissons, “Karayuki-san,” Part II, 477. 1902~30年の連邦記録管理局文書を調べた Sissons によれば、実際に1901年移民制限法 (Sec. 3) の「売春婦および売春婦に寄生する者」で起訴された日本人はいなかったという。しかし、識字テストに落第して送還されそうになった女性の事例が2つ、密航により刑事起訴を受けた事例が1つあったという：Sissons, “Karayuki-san,” Part II, 475-77.
- 112) Raelene Frances, “‘White Slaves’ and White Australia: Prostitution and Australian Society,” *Australian Feminist Studies* 19: 44 (2004): 189；Frances, *Selling Sex*, 60；McKewon, *Scarlet Mile*, 33.
- 113) “Alien Registration, Queensland, 1916,” “Alien Registration, Western Australia, 1916,” in PDS, Series 18, Box 49.
- 114) 日本人売買春女性の経済活動については、Frances, *Selling Sex*, 53；Hunt, *Spinifex and Hessian*, 137；Clive Moore, “A Precious Few: Melanesian and Asian Women in Northern Australia,” in *Gender Relations in Australia: Domination and Negotiation*, eds. Kay Saunders and Raymond Evans (Sydney: Harcourt Brace Jovanovich, 1992), 67；Jones, *Number 2 Home*, 128, 133-35；ジョーンズ, 『第二の故郷』, 131, 134, 140~42頁。
- 115) Davidson によれば、1900年以降、西オーストラリアの都市部および内陸部の金鉱

地域では、小規模ビジネスを偽装した売春が行われており、日本人売春宿も表面上は煙草屋や食料品店を経営していた：Davidson, “Prostitution in Perth and Goldfields,” Figure 1: 1, 1:2, 21. カルグリーでも、洗濯屋を偽装した売春が日本人よって行われ、それは1920・30年代まで続いたという：McKewon, *Scarlet Mile*, 40, 42.

1910年代になっても、有色人労働者の多い地域では、日本人女性は売春を行っていたようだ。例えば12年に木曜島から日本に帰国した女性によると、現地には労働者が700~800名・日本人「醜業婦」が8名いたという：「木曜島の日本娘」『長崎新聞』, 1912年10月1日, 3頁。『長崎新聞』によると、12年、オーストラリアでは日本人・中国人を相手にする日本人「醜業」が繁盛しており、密航する女性もいたという：「密航の化の顔」『長崎新聞』, 1912年12月24日, 3頁。1915年にも同新聞で、オーストラリア各地で日本人売買春が繁盛していると伝えられたが、女性の年齢は30~37歳とあるので、高齢化が進んでいたようだ：「豪州の娘子軍」『長崎新聞』, 1915年4月24日, 3頁。

- 116) Jones の調べでは、19世紀後半に渡航し、西オーストラリアに移住した日本人女性たちの多くが日本人・中国人・その他の外国人男性と結婚した。中国人男性と結婚した「ヤマモト・ヤエ」については、Jones, *No.2-Home*, 166-167, ジョーンズ, 『第二の故郷』, 177~79頁。ヤエの情報は1916年の外国人登録でも確認できた：“John Chi, Taie [sic],” in *Alien Registration, 1916, Western Australia, PDS, NLA*. ヤエとその息子ジミーについてはのちに『朝日新聞』でも報道された：『南の海のかなた』第1部・異邦邦人(65)：ニップ・ジミー『朝日新聞』1978年7月18日, 7頁。元真珠貝採取労働者の日本人男性と結婚し、商店経営を手伝った女性「津田々々」については、Jones, *No.2 Home*, 123, 126-28, ジョーンズ, 『第二の故郷』, 130~31頁。元船員で商店兼宿泊所を営んだ日本人男性と内縁関係を結んだ女性「ハツ」については、Jones, *No.2 Home*, 111-13, ジョーンズ, 『第二の故郷』, 118。セイロン人・マレー人などの外国人労働者と結婚した日本人女性たちについては、Jones, *No.2 Home*, 164, 170, ジョーンズ, 『第二の故郷』, 175, 182~83頁。
- 117) 写真花嫁とは、写真の交換だけで結婚を決め、北米やハワイで働く夫の下に渡航した日本人女性たちを指す。写真花嫁が増えた背景には、1910年代に日本人男性の多くがアメリカ定住を決意したが、帰国する経済的余裕がないので、知人や家族などを頼って花嫁を探した、という事情がある。
- 118) Oharazeki, *Japanese Prostitutes*, 108-109, 139-41, 151-52, 166, 179-86, Chap 4, 5 and 6 *passim*.
- 119) 先行研究として、Ichioka, “Ameyuki-san,” 15-17; Rumi Yasutake, *Transnational Women’s Activism: The United States, Japan, and Japanese Immigrant Communities in California, 1859-1920* (New York: New York University Press, 2004), Chap. 4; Eiichiro Azuma, *Between Two Empires: Race, History, and Transnationalism in Japanese America* (New York: Oxford University Press, 2005), Chap. 2; Sisson, “Karayuki-san,” Part II.

- 120) Sissons, “Karayuki-san,” Part II, 483-85. 典拠の史料は、在メルボルン府日本領事マークス、「醜業ヲ営ムノ目的ヲ以テ海外エ密航ノ本邦婦女取締方在メルボルン領事ヨリ具申ノ件」、1887年12月13日、1888年8月10日、『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵；在南濠太利国クインズランド [ママ] 州日本人、「醜業婦女駆逐ノ件ニ付請願書」、1892年9月15日、『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。また Mihalopoulos によれば、指導者たちの言説には、国家経済に貢献する規則正しい労働（「正業」）と、「快楽主義」や「停滞」を連想させる売春（「醜業」）という二項対立が見られた：Mihalopoulos, *Sex in Japan's Globalization*, 34.
- 121) 明治期の殖民論は北進論と南進論の2つがあり、どちらも日本の国力発展のため、そして国内の貧困問題や人口増加の解決策として、海外移住と定住を推奨した。北進論は、蝦夷地や朝鮮半島・北東中国への日本人移住を指し、地政学的な必要性から論じられた。南進論は、南アジアや太平洋地域が主な移住先として想定され、オーストラリアもその1つだった。また北進論・南進論とは別に、国内余剰労働力の処理、日本の経済力強化の観点から、北米への殖民論が1880年代以降に高まった：糸井輝子『外国人をめぐる社会史：近代アメリカと日本人移民』（雄山閣、1995年）、26～30, 32頁。
- 122) Mihalopoulos, *Sex in Japan's Globalization*, 51-57.
- 123) 在奧斯土刺亜クインズランド・タアスデアアイランド [ママ]・井上角太郎ほか、「日本売淫婦に就願」、1891年10月8日、『本邦不正業取締関係雑件』4.2.2.27, 第1巻, 外交史料館所蔵。
- 124) 初期のオーストラリア移住者のなかには殖民事業に関心を持っていた人物もいた。例えば、1897年からクーンズランドの砂糖黍農園に日本人契約労働者が1,000名ほど送り出されたが、そこで移民の監督をしていた小林直太郎は、後にメキシコに移り日本人殖民地で指導的役割を果たした：角山幸洋、『榎本武揚とメキシコ殖民移住』（同文館出版、1986年）、25～26頁。
- 125) 「売淫婦女ノ海外行取締ニ関スル法律制定撤回ノ件」、1890年7月～1891年9月、『本邦人不正業取締関係法規雑纂』4.2.2.34, 第1巻, 外交史料館所蔵。
- 126) 「出稼書生」とは、Ichiokaによれば、小規模企業家あるいは農民の子息で、日本で義務教育を受け、合衆国で英語と高等教育を受けることを希望して渡航した貧しい私費留学生を指す。国費留学生や裕福な家庭の子息と異なり、働きながら学校に通い、日本人移民のパイオニア的存在だった：Yuji Ichioka, *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924* (New York: The Free Press, 1988), 7-9.
- 127) Kazuhiro Oharazeki, “Anti-Prostitution Campaigns in Japan and the American West, 1890-1920: A Transpacific Comparison,” *Pacific Historical Review* 82:2 (2013): 175-214. 185-196.

- 128) Oharazeki, "Anti-prostitution Campaigns," 196-213.
- 129) 可児弘明, 『近代中国の苦力と「猪花」』(岩波書店, 1979年), 263頁。
- 130) 上海では, 治外法権体制の下, 19世紀後半に米英の租界とフランスの租界で登録と検診制度が始まり, 隔離病院も設立されたが, 対象とされたのは外国人を客にとる中国人売買春女性だった。日本人とヨーロッパ人女性は対象とされなかった。イギリスやフランスの官憲に比べ, 現地中国の官憲は中国人売春の経営・管理には積極的に介入しなかった: Christian Henriot, *Prostitution and Sexuality in Shanghai: A Social History, 1849-1949* (New York: Cambridge University Press, 2001), Chap. 11 *passim*. 江戸時代から長崎では, 中国人に対する売春が行われたが, 開国後, 1870年代末期から上海の租界に日本人売買春女性が現れ, 80年代までには, 彼女たちが働く東洋茶館が上海に200軒以上もあり, 女性の数は400を越えていたという。治外法権体制の下, 中国官憲の管理が及ばなかったことがその理由だが, 日本政府は日本の名誉を守るため, 日本人売春の取締規則を作り, 安藤太郎領事による取締りの強化と売買春女性の送還が80年代中ごろから進められた。しかし90年代に売買春女性は再び増加した: 唐, 『海を越えた艶ごと』, 14頁, 第9章, 12章, 13章。
- 131) ただし, 植民地ごとによる管理制度のちがいもあり, Levineが指摘したように, 香港ではヨーロッパ人客をとる女性が検査登録の対象とされ, その他の地域(シンガポールを含む)では, 全ての売買春女性とその対象となった。1886年に本国で伝染病法が廃止され, それを受けて両植民地政府でも強制検診は廃止されるが, 登録制度は残った。しかし登録制度も香港で1893年に, シンガポールで1894年に廃止された: Philippa Levine, "Modernity, Medicine, and Colonialism: The Contagious Diseases Ordinances in Hong Kong and the Straits Settlements," *Positions-East Asia Cultures Critique* 6:3 (1998): 689-90, 694; Carroll, *A Concise History of Hong Kong*, 57; Warren, *Ah Ku and Karayuki-San*, 127-28.
- 132) ハワイにおける非公式の売買春黙認制度は, ハワイ準州知事がホノルルの売春宿の閉鎖を命じた1944年9月まで継続した: Richard A. Greer, "Dousing Honolulu's Red Lights," *Hawaiian Journal of History* 34 (2000): 185-86, 188, 192-97; 大原関一浩, 「1910年代のハワイにおける性管理 — 日本人売買春の衰退と管理売春廃止をめぐる議論を中心に —」, 『国際文化論集』35:2 (2021): 171~74頁。

参考文献

- Affeldt, Stefanie. "The Burden of 'White' Sugar: Producing and Consuming Whiteness in Australia." *Studia Anglica Posnaniensia* 52:4 (2017): 439-66.
- Agustin, Laura Maria. *Sex at the Margins: Migration, Labour Markets and the Rescue Industry*. New York: Zed Books, Ltd., 2007.
- Azuma, Eiichiro. *Between Two Empires: Race, History, and Transnationalism in Japanese*

- America*. New York : Oxford University Press, 2005.
- Barclay, Enid. "Queensland's Contagious Diseases Act, 1868—'the Act for the Encouragement of Vice' and Some Nineteenth Century Attempts to Repeal It," Part I. *Queensland Heritage* 2 : 10 (1974) : 27-34.
- Barclay, E. "Queensland's Contagious Diseases Act, 1868—'the Act for the Encouragement of Vice' and Some Nineteenth Century Attempts to Repeal It," Part II. *Queensland Heritage* 3 : 1 (1974) : 21-29.
- Barnhart, Jacqueline Baker. *The Fair but Frail : Prostitution in San Francisco, 1849-1900*. Reno : University of Nevada Press, 1986.
- Birch, Alan. "The Implementation of the White Australia Policy in the Queensland Sugar Industry 1901-12." *Australian Journal of Politics & History* 11 : 2 (1965) : 198-210.
- Boris, Eileen, and Rhacel Salazar Parrenas, eds. *Intimate Labors : Cultures, Technologies, and the Politics of Care*. Stanford : Stanford University Press, 2010.
- Calvert, Albert Frederick. *My Fourth Tour in Western Australia*. London : Heinemann, 1897.
- Carroll, John M. A *Concise History of Hong Kong*. New York : Rowman & Littlefield, 2007.
- Chang, Kornel. "Circulating Race and Empire : Transnational Labor Activism and the Politics of Anti-Asian Agitation in the Anglo-American Pacific World, 1880-1910." *Journal of American History* 96 : 3 (2009) : 678-701.
- Cheng, Lucie. "Free, Indentured, Enslaved : Chinese Prostitutes in Nineteenth-Century America." In *Labor Immigration under Capitalism*, edited by Edna Bonacich and Lucie Cheng, 402-34. Berkeley : University of California Press, 1984.
- Cronin, Kathryn. "Part Three : 'The Yellow Agony'." In *Race Relations in Colonial Queensland : A History of Exclusion, Exploitation and Extermination*, edited by Raymond Evans, Kay Saunders, Kathryn Cronin, 235-340. St. Lucia, Qld : University of Queensland Press, 1993.
- Daniels, Roger. *Coming to America : A History of Immigration and Ethnicity in American Life*. New York : Perennial, 2002.
- Davidson, Raelene. "Prostitution in Perth and Fremantle and on the Eastern Goldfields, 1895-September 1939." M.A. thesis, University of Western Australia, 1980.
- . "Dealing with Social Evil : Prostitution and the Police in Perth and on the Eastern Goldfields, 1895-1924." In *So Much Hard Work : Women and Prostitution in Australian History*, edited by Kay Daniels, 162-187. Sydney : Fontana/Collins, 1984.
- . "'As Good a Bloody Woman as Any Other Bloody Woman' : Prostitutes in Western Australia, 1895-1939." In *Exploring Women's Past*, edited by Patricia Crawford, 171-206. Sydney : Allen & Unwin, 1985.
- Evans, Raymond, Kay Saunders, and Kathryn Cronin. *Race Relations in Colonial Queensland : A History of Exclusion, Exploitation and Extermination*. St. Lucia : University of

- Queensland Press, 1993.
- Evans, Richard. "'Soiled Doves': Prostitution in Colonial Queensland." In *So Much Hard Work: Women and Prostitution in Australian History*, edited by Kay Daniels, 127–61. Sydney: Fontana/Collins, 1984.
- Fitzgerald, John. *Big White Lie: Chinese Australians in White Australia*. Sydney: University of New South Wales Press, 2007.
- Frances, Raelene "Australian Prostitution in International Perspective." *Australian Historical Studies* 106 (1996): 127–41.
- . "Sex Workers or Citizens? Prostitution and the Shaping of 'Settler' Society in Australia." *International Review of Social History* 44 (1999): 101–22.
- . "'White Slaves' and White Australia: Prostitution and Australian Society." *Australian Feminist Studies* 19: 44 (2004): 185–200.
- . *Selling Sex: A Hidden History of Prostitution*. Sydney: University of New South Wales Press, 2007.
- Ganter, Regina. "The Wakayama Triangle: Japanese Heritage of North Australia." *Journal of Australian Studies* 23: 61 (1999): 55–63.
- Garnsey, Arthur H. Mrs. *Scarlet Pillows: An Australian Nurse's Tales of Long Ago*. Carlisle, WA: Hesperian Press, 2009 [1984].
- Greer, Richard A. "Dousing Honolulu's Red Lights." *Hawaiian Journal of History* 34 (2000): 185–202.
- Henriot, Christian. *Prostitution and Sexuality in Shanghai: A Social History, 1849–1949*. New York: Cambridge University Press, 2001.
- Hoang, Kimberly Kay. *Dealing in Desire: Asian Ascendancy, Western Decline, and the Hidden Currencies of Global Sex Work*. Berkeley: University of California Press, 2015.
- Hunt, Susan Jane. *Spinifex and Hessian: Women's Lives in North-Western Australia, 1860–1900*. Nedlands, WA: University of Western Australia Press, 1987.
- Ichioka, Yuji. "Ameyuki-San: Japanese Prostitutes in Nineteenth-Century America." *Amerasia Journal* 4: 1 (1977): 1–21.
- Jones, Noreen. *Number 2 Home: A Story of Japanese Pioneers in Australia*. North Fremantle: Fremantle Arts Centre Press, 2002.
- Jupp, James. *The English in Australia*. New York: Cambridge University Press, 2004.
- King, Norma. *The Daughters of Midas*. Victoria Park, WA: Hesperian Press, 1988.
- Levine, Philippa. "Venereal Disease, Prostitution, and the Politics of Empire: The Case of British India." *Journal of the History of Sexuality* 4: 4 (1994): 579–602.
- . "Modernity, Medicine, and Colonialism: The Contagious Diseases Ordinances in Hong Kong and the Straits Settlements." *Positions: East Asia Cultures Critique* 6 (1998): 675–705.

- . “The White Slave Trade and the British Empire.” *Criminal Justice History* 17 (2002) : 133-46.
- . *Prostitution, Race, and Politics : Policing Venereal Disease in the British Empire*. New York : Routledge, 2003.
- . “‘A Multitude of Unchaste Women’ : Prostitution in the British Empire.” *Journal of Women’s History* 15 : 4 (2004) : 159-63.
- . *Gender and Empire*. New York : Oxford University Press, 2004.
- Markey, Raymond. “Race and Organized Labor in Australia, 1850-1901.” *The Historian* 58 : 2 (1995) : 343-60.
- Markus, Andrew. *Fear and Hatred : Purifying Australia and California, 1850-1901*. Sydney : Hale & Iremonger, 1979.
- . *Australian Race Relations, 1788-1993*. Crows Nest, NSW : Allen & Unwin, 1994.
- . “Immigration Policy before Federation.” In *The Australian People : An Encyclopedia of the Nation, Its People and Their Origins*, edited by James Jupp, 39-43. Cambridge : Cambridge University Press, 2001.
- McKewon, Elaine. *The Scarlet Mile : A Social History of Prostitution in Kalgoorlie, 1894-2004*. Perth : University of Western Australia Press, 2005.
- Mihalopoulos, Bill. “Ousting the ‘Prostitute’ : Retelling the Story of the Karayuki-San.” *Post-colonial Studies* 4 : 2 (2001) : 169-87.
- . *Sex in Japan’s Globalization, 1870-1930 : Prostitutes, Emigration and Nation-Building*. London : Pickering & Chatto, 2011.
- Molesworth, B. H. “Kanaka Labour in Queensland, 1963-1871.” *Journal of the Royal Historical Society of Queensland* 1 : 3 (1917) : 140-54.
- Moore, Clive. “A Precious Few : Melanesian and Asian Women in Northern Australia.” In *Gender Relations in Australia : Domination and Negotiation*, edited by Kay Saunders and Raymond Evans, 59-81. Sydney : Harcourt Brace Jovanovich, 1992.
- Murakami, Yuichi. “Civilised Asian : Images of Japan and the Japanese as Viewed by Australians from the Early Nineteenth Century to 1901.” Ph.D. thesis, University of Queensland, 1999.
- Nagata, Yuriko. “Gendering Australia-Japan Relations : Prostitutes and the Japanese Diaspora in Australia.” *Ritsumeikan Journal of Asia Pacific Studies* 11 (2003) : 57-70.
- . “The Japanese in Torres Strait.” In *Navigating Boundaries : The Asian Diaspora in Torres Strait*, edited by Anna Shukul, Guy Malcolm Ramsay and Yuriko Nagata, 139-60. Canberra : Pandanus Books, 2004.
- Ngai, Mae M. “Chinese Gold Miners and the ‘Chinese Question’ in Nineteenth-Century California and Victoria.” *Journal of American History* 101 : 4 (2015) : 1082-105.
- Nicholas, S., and P. R. Shergold. “British and Irish Convicts.” In *The Australian People : An*

- Encyclopedia of the Nation, Its People and Their Origins*, edited by James Jupp, 16–21. Cambridge : Cambridge University Press, 2002.
- Oharazeki, Kazuhiro. “Japanese Prostitutes in the Pacific Northwest, 1887–1920.” Ph.D. diss., State University of New York at Binghamton, 2008.
- . *Japanese Prostitutes in the North American West, 1887–1920*. Seattle : University of Washington Press, 2016.
- . “Anti-Prostitution Campaigns in Japan and the American West, 1890–1920 : A Trans-pacific Comparison.” *Pacific Historical Review* 82 : 2 (2013) : 175–214.
- Parrenas, Rhacel. *Illicit Flirtations : Labor, Migration, and Sex Trafficking in Tokyo*. Stanford : Stanford University Press, 2011.
- Price, Charles Archibald. *The Great White Walls Are Built : Restrictive Immigration to North America and Australasia, 1836–1888*. Canberra : Australian National University Press, 1974.
- Reece, Bob. “Irish Convicts.” In *The Australian People : An Encyclopedia of the Nation, Its People and Their Origins*, edited by James Jupp, 447–50. Cambridge : Cambridge University Press, 2002.
- Saunders, Kay. “Part Two : ‘The Black Scourge’.” In *Race Relations in Colonial Queensland : A History of Exclusion, Exploitation and Extermination*, edited by Raymond Evans, Kay Saunders and Kathryn Cronin, 147–234. St. Lucia, Qld : University of Queensland Press, 1993.
- Sissons, D. C. S. “The Japanese in Australia, 1871–1946.” Perth ANZAAS congress, 1973.
- . “Karayuki-San : Japanese Prostitutes in Australia, 1887–1916—I.” *Historical Studies* 17 : 68 (1977) : 323–41.
- . “Karayuki-San : Japanese Prostitutes in Australia, 1887–1916—II.” *Historical Studies* 17 : 69 (1977) : 474–88.
- . “Japanese in the Northern Territory 1884–1902.” *South Australia* 16 : 1(1977) : 2–50.
- . “The Japanese in the Australian Pearling Industry.” *Queensland Heritage* 3 : 10 (1979) : 9–27.
- Smart, Judith. “Sex, the State and the ‘Scarlet Scourge’ : Gender, Citizenship and Venereal Diseases Regulation in Australia during the Great War.” *Women’s History Review* 7 : 1 (1998) : 5–36.
- Sone, Sachiko. “The Karayuki-San of Asia, 1868–1938 : The Role of Prostitutes Overseas in Japanese Economic and Social Development.” M. Phil. thesis, Murdoch University, 1990.
- . “The Karayuki-San of Asia 1868–1938 : The Role of Prostitutes Overseas in Japanese Economic and Social Development.” *Review of Indonesian and Malaysian Affairs* 26 : 2 (1992) : 44–62.
- . “Japanese Diaspora into Western Australia before 1901.” In *Diaspora : The Australasian Experience*, edited by Cynthia Vanden Driesen, Ralph Crane, 298–316. New Delhi :

- Prestige Books, 2005.
- . “Chapter 3 : Japanese Pioneer Women before 1901 with Special Attention to ‘Prostitutes.’” In *An Enduring Friendship : Western Australia and Japan : Past, Present and Future*, edited by David Black and Sachiko Sone, 26-39. Crawley, WA : Westerly Centre, 2009.
- Straw, Leigh. “‘The Worst Female Character’ : Criminal Underclass Women in Perth and Fremantle, 1900-1939.” *Journal of Australian Studies* 37 : 2 (2013) : 208-24.
- Wakatsuki, Yasuo. “Japanese Emigration to the United States, 1866-1924 : A Monograph.” *Perspectives in American History* 12 (1979) : 389-516.
- Wang, Sing-Wu. “Chinese Immigration 1840s-1890s.” In *The Australian People : An Encyclopedia of the Nation, Its People and Their Origins*, edited by James Jupp, 197-204. Cambridge : Cambridge University Press, 2002.
- Warren, James Francis. *Ah Ku and Karayuki-San : Prostitution in Singapore, 1870-1940*. Singapore : Oxford University Press, 1993.
- Weitzer, Ronald. *Legalizing Prostitution : From Illicit Vice to Lawful Business*. New York : New York University Press, 2012.
- Yarwood, A. T. *Asian Migration to Australia : The Background to Exclusion, 1896-1923*. Westport, Conn. : Greenwood Press, 1984 [1964].
- Yarwood, A. T., and M. J. Knowling. *Race Relations in Australia : A History*. North Ryde, NSW : Methuen Australia, 1982.
- Yasutake, Rumi. *Transnational Women’s Activism : The United States, Japan, and Japanese Immigrant Communities in California, 1859-1920*. New York : New York University Press, 2004.
- 小川平 1976 『アラフラ海の真珠 : 聞書・紀南ダイバー百年史』 あゆみ出版.
- 長田正平 1909 『加奈陀の魔窟』 大陸日報社.
- 落合恵美子, 赤枝香奈子 2012 『アジア女性と親密性の労働』 京都大学学術出版会.
- 大原関一浩 2021 「1910年代のハワイにおける性管理 — 日本人売買春の衰退と管理売春廃止をめぐる議論を中心に —」 『国際文化論集』 35 : 2 : 117~78 頁。
- 可兒弘明 1979 『近代中国の苦力と「猪花」』 岩波書店.
- 片山邦雄 1996 『近代日本海運とアジア』 御茶の水書房.
- 桑井輝子 1995 『外国人をめぐる社会史 : 近代アメリカと日本人移民』 雄山閣.
- 倉橋正直 1993 『鳥原のからゆきさん : 奇僧・広田言証と大師堂』 共栄書房.
- 佐野実 1913 『南洋諸島巡行記』 鍋島能寛.
- シソonz, デイビッド C.S. 1974 「1871年~1946年のオーストラリアの日本人」 『移住研究』 10 : 27~37 頁。
- ジョーンズ, ノリーン 2003 『第二の故郷 : 豪州に渡った日本人先駆者たちの物語』 創風社出版.

- 清水洋 1993 「蘭領東印度における『からゆきさん』の研究 — 19 世紀末から 1930 年代
初めにかけて」『名古屋商科大学論集』38：1：47～76 頁.
- 角山幸洋 1986 『榎本武揚とメキシコ殖民移住』同文館出版.
- SWASH 編 2018 『セックスワーク・スタディーズ：当事者視点で考える性と労働』日本
評論社.
- 曾根幸子 2012 「第 3 章：1901 年以前の先駆的日本人女性たち：『娼婦』を中心として」
デイビッド・ブラック，曾根幸子編『西オーストラリアー日本交流史：永遠の友情
に向かって』日本評論社，33～49 頁.
- 竹田いさみ 2000 『物語オーストラリアの歴史：多文化ミドルパワーの実験』中央論
社.
- 唐権 2005 『海を越えた艶ごと：日中文化交流秘史』新曜社.
- 南洋及日本人社 1937 『南洋の五十年：シンガポールを中心に同胞活躍』南洋及日本人
社.
- 西村竹四郎 1936 『在南三十五年』安久社.
- ハイアム，ロナルド 1998 『セクシュアリティの帝国：近代イギリスの性と社会』柏
書房.
- 服部徹 1894 『南球之新殖民』博聞社.
- 林葉子 2017 『性を管理する帝国：公娼制度下の「衛生」問題と娼婦運動』大阪大学出
版会.
- 藤川隆男 1991 「オーストラリアとアメリカにおける中国人移民制限」柴田三千雄ほか
編『世界の構造化（シリーズ世界史への問い）』岩波書店，295～317 頁.
- 未央佐希子 2020 『からゆきさん：明治の長崎発「東洋日の出新聞」からみえる』長崎
文献社.
- 宮岡謙二 1968 『娼婦：海外流浪記』三一書房.
- 村岡伊平治 1960 『村岡伊平治自伝』南方社.
- 村上雄一 2015 「19 世紀末から 20 世紀初頭の白豪主義と北部豪州の日本人労働者」『行
政社会論集』27：4：65～85 頁.
- 森克己 1959 『人身売買：海外出稼ぎ女』至文堂.
- 森崎和江 1980 『からゆきさん』朝日新聞社.
- 山崎朋子 1975 『サンダカン八番娼館』文藝春秋.
- 渡邊勘十郎 1894 『濠洲探検報告書』外務省通商局第二課.